

(仮称) 療育センター整備基本構想

2010年（平成22年）3月

福山市



すべての子どもが

健やかに育つために

福山市におきましては、第四次福山市総合計画に基づき「市民の一人ひとりの人権が大切にされ、住みやすさ、働きやすさが保障される人間主体の都市 福山」を目標に、未来の地域を支える子どもたちが健やかに育ち、だれもがいきいきと安心して安全に暮らせるよう、まちづくりに取り組んでいます。

将来を託すべき子どもたちが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、個性を發揮しながら健やかで生きがいのある人生を送ってほしいという願いは、すべての人の願いです。

しかし、近年、発達の課題により、支援を必要とする子どもたちが増加傾向にありながら、県東部においては幼児期から継続的に医療・療育を受けられる機関が設置されておられません。

このような状況を踏まえ、子どもたちの発達の課題を早期に発見し、早期に支援を行うことにより、子どもたちが健やかに成長し、保護者・家族が安心して暮らすことのできる環境づくりを広島県東部で推進していくため、「(仮称)療育センター整備のあり方検討会」において協議を重ねていただき、ここに「(仮称)療育センター整備基本構想」を策定いたしました。

今後、本構想に基づき、近隣市町と連携して広島県と協議を重ね、県及び市町がそれぞれの役割分担を明確にする中で、より有機的・効果的な支援の拠点として、(仮称)療育センターの早期整備に向け、鋭意取り組んでまいりたいと考えていますので、今後とも皆様方の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本構想の策定にあたり、ご尽力をいただいた(仮称)療育センター整備のあり方検討会の委員の皆様をはじめ、市民アンケートや意見募集でご意見をいただきました多くの皆様に心から感謝申し上げます。

2010年(平成22年)3月

福山市長 羽田 皓

目 次

I	構想策定にあたって	1
1	子どもの育成に関する福山市の基本的取り組み	1
2	発達障がいに関する国の動き	2
3	構想策定の目的	3
4	構想検討の流れ	4
II	構想検討の背景	5
1	福山市及び広島県東部地域の療育の現状	5
(1)	広島県東部地域の人口等の動き	5
(2)	発達に課題のあるまたは疑いのある子どもへの取り組みの状況	6
(3)	公的専門機関の整備と取り組みの状況	9
(4)	障がい児等療育支援事業の状況	13
2	市民ニーズ	14
(1)	アンケート調査の概要	14
(2)	アンケート調査結果	14
3	全国類似施設調査	19
(1)	調査の目的	19
(2)	調査の方法	19
(3)	回答結果の概要	19
4	課題の総括	21
(1)	発達に課題のある子ども及び保護者の状況からみた現状と課題	21
(2)	支援している側の現状と課題	22
(3)	今後の療育に関して求められる施策や支援体制等	24
III	(仮称)療育センターがめざすもの	27
1	(仮称)療育センター整備の必要性	27
2	基本的考え方	28
(1)	(仮称)療育センターがめざす支援	28
(2)	整備コンセプト	29
(3)	整備機能	31
(4)	(仮称)療育センターへのアプローチと 地域とのネットワークシステム	33
(5)	(仮称)療育センターの名称	34
(6)	(仮称)療育センターの特色	35
(7)	(仮称)療育センター整備後の課題	35

資料編

・用語説明	37
・(仮称)療育センター整備のあり方検討会設置要綱	40
・(仮称)療育センター整備のあり方検討会委員名簿	41
・(仮称)療育センター整備のあり方検討会 協議経過	42
・発達障害者支援法	43

【別冊】 (仮称)療育センター整備基本構想策定に伴う
対象者アンケート調査分析報告書

※この基本構想において、「障害」の表記は法名称及び団体・施設等の名称の場合を除き、「障がい」と表記しています。

I 構想策定にあたって

構想策定にあたって

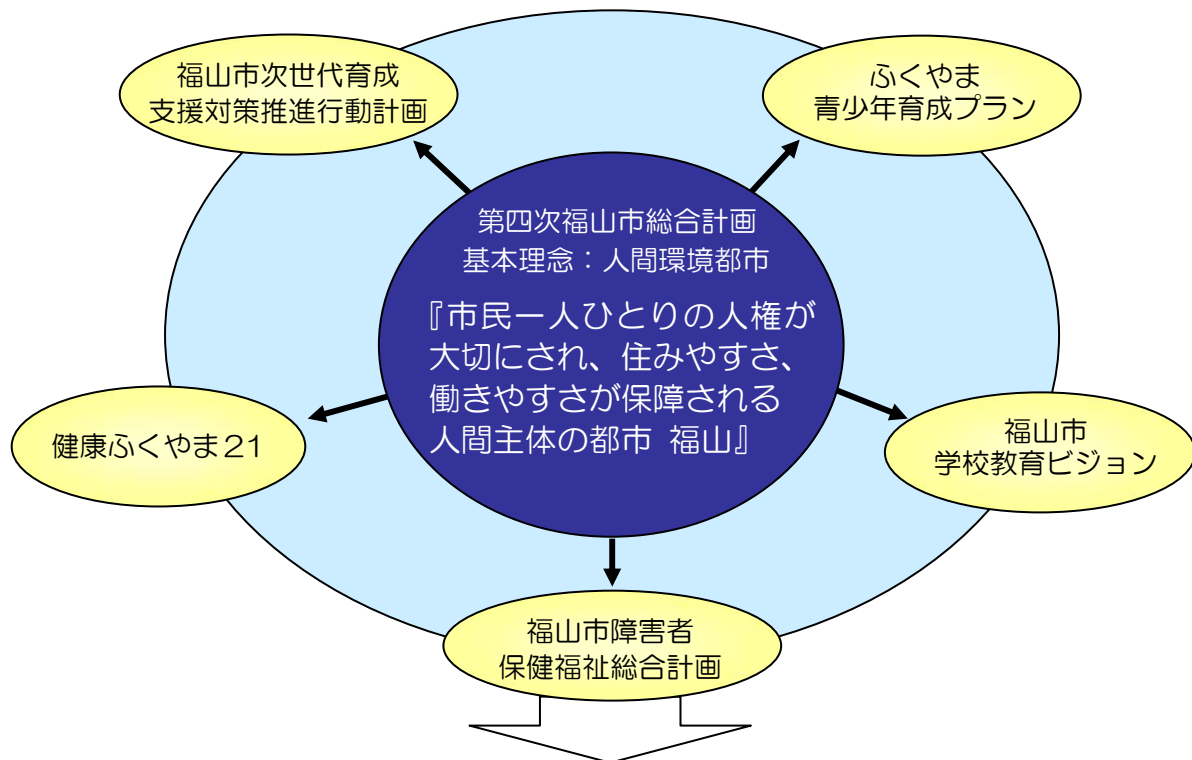
1 子どもの育成に関する福山市の基本的取り組み

福山市は、まちづくりの基本理念に“人間環境都市”を掲げ、「市民一人ひとりの人権が大切にされ、住みやすさ、働きやすさが保障される人間主体の都市 福山」を普遍目標として、まちづくりを進めています。

2007年（平成19年）に策定した第四次福山市総合計画前期基本計画においては基本目標の中で、子どもの人権の擁護や親子が健康に暮らせる環境づくり、地域ぐるみの子育ての支援、安心して生活ができ豊かな心を育む学校教育の充実を推進しています。

また、部門別計画として「福山市次世代育成支援対策推進行動計画」、「健康ふくやま21」、「ふくやま青少年育成プラン」、「福山市学校教育ビジョン」を策定し、子どものライフステージに合わせ、健全な心身の育成と、それを支える家庭や地域の環境づくりを進めています。

さらに、「福山市障害者保健福祉総合計画」を策定し、障がいのある人一人ひとりの人権が尊重され、住み慣れた地域で自立し安心して生活することができるまちづくりを推進しています。



【基本理念】 障がいのある人の人権が尊重され 互いに支え合い 生きる喜びがあふれる 共生のまち 福山をめざして

【基本目標】 ○地域社会で自立し安心して生活するために
○いきいきと学び、健やかに過ごすために

2 発達障がいに関する国の動き

近年「ほかの子どもに比べて発達におくれがある」、「うまく集団生活にとけ込めない」、「コミュニケーション能力に不安がある」など、発達に課題のあるまたは疑いのある子どもの数が全国的に増えています。

しかしながら、発達障がいについてはこれまで法制度もなく、知的・身体・精神の障がい限定された制度の適用外となっており、従来の施策では十分な対応がなされていませんでした。

また、発達障がいに関する専門家が少なく、地域における関係者の連携も十分とは言えず、障がいのある本人や家族にとっては、大きな不安を抱えたままの生活を余儀なくされていました。

このようなことを背景に、「発達障害者支援法」が2005年（平成17年）4月に施行され、「国及び地方自治体は、発達障害児に対し、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に、その者の状況に応じて適切に、就学前の発達支援、学校における発達支援その他の発達支援が行われるとともに、発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援及び発達障害者の家族に対する支援が行われるよう、必要な措置を講じるものとする（発達障害者支援法第一章第三条第2項）」ことが定められました。

発達障害者支援法のねらいと概要

I ねらい

- 発達障害の定義と発達障害への理解の促進
- 発達障害者に対する生活全般にわたる支援の促進
- 発達障害者支援を担当する部局相互の緊密な連携の確保

II 概要

定義：発達障害＝広汎性発達障害(自閉症等)、学習障害、注意欠陥多動性障害等、通常低年齢で発現する脳機能の障害

就学時健診における発見
乳幼児健診等による早期発見

早期の発達支援
専門的発達支援

特別支援教育体制の推進

放課後児童健全育成事業の
利用

発達障害者の特性に応じた
適切な就労の機会の確保

発達障害者の権利の擁護
地域における自立した生活
の支援

資料：厚生労働省『障害者白書』平成18年版

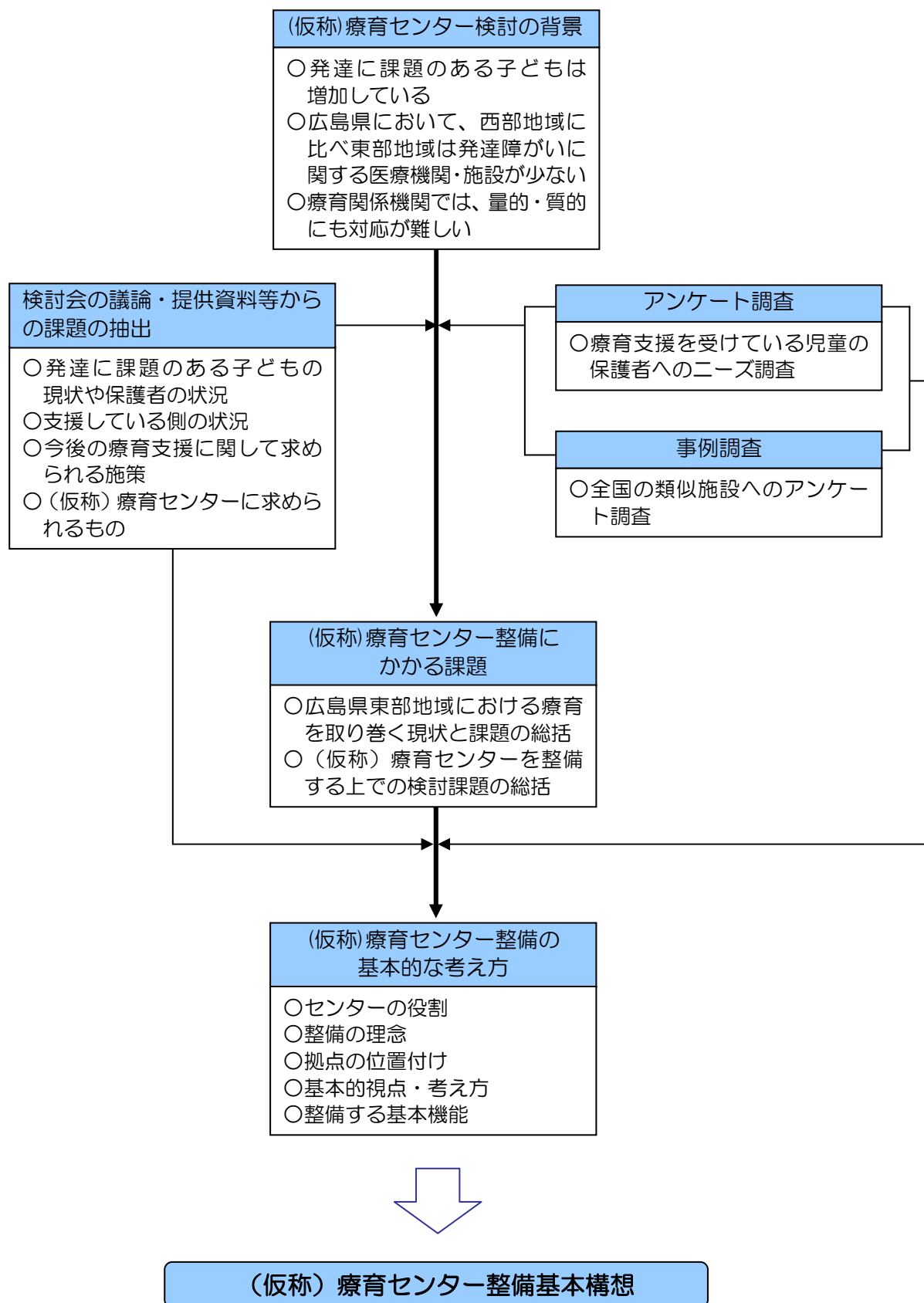
3 構想策定の目的

福山市及び近隣地域においても、保育現場や教育現場において、発達に課題のあるまたは疑いのある子どもが数多く報告されており、支援体制の拡充等環境の整備が喫緊の課題となっています。

構想の策定にあたっては、発達障害者支援法の趣旨を踏まえるとともに、第四次福山市総合計画及び子どもの育成に関する福山市の諸計画の考え方にに基づき、幼児期における発達の課題を早期に発見し、支援を行うための拠点として、(仮称)療育センターのあり方について検討を行いました。

なお本構想は、福山市を中心とした広島県東部地域4市1町（福山市、尾道市、三原市、府中市、神石高原町）の現状をもとに策定します。





Ⅱ 構想検討の背景

構想検討の背景

1 福山市及び広島県東部地域の療育の現状

(1) 広島県東部地域の人口等の動き

福山市の人口は、2009年（平成21年）10月1日現在で約46万人となっており、人口は微増傾向が続いています。

福山市の出生数は、約4,500人前後でほぼ横ばいですが、児童数（0～18歳）はやや減少しています。

広島県東部地域〔福山市、尾道市、三原市、府中市、神石高原町〕でみると、人口は約77万人でやや減少傾向にあります。出生数は約6,800人でほぼ横ばいとなっています。

■県東部地域の人口の推移

(単位：人)

年	2007年	2008年	2009年
福山市	460,893	461,211	462,247
尾道市	148,291	147,337	146,102
三原市	103,399	102,845	101,894
府中市	44,285	43,720	43,200
神石高原町	11,079	10,842	10,557
計	767,947	765,955	764,000

■県東部地域の出生数の推移

(単位：人)

年	2007年	2008年	2009年
福山市	4,561	4,426	4,562
尾道市	1,058	1,097	1,028
三原市	771	861	836
府中市	344	314	299
神石高原町	47	69	45
計	6,781	6,767	6,770

(資料：広島県人口移動統計調査、各年10月1日現在)

■福山市の18歳以下の年齢別人口の推移

(単位：人)

年	2007年	2008年	2009年
0	4,438	4,299	4,331
1	4,280	4,499	4,420
2	4,354	4,269	4,500
3	4,354	4,338	4,289
4	4,483	4,373	4,326
5	4,520	4,472	4,363
6	4,698	4,485	4,476
7	4,613	4,681	4,507
8	4,653	4,594	4,667
9	4,586	4,634	4,574
10	4,675	4,570	4,617
11	4,506	4,658	4,569
12	4,574	4,489	4,653
13	4,652	4,558	4,484
14	4,477	4,638	4,553
15	4,483	4,469	4,634
16	4,579	4,471	4,445
17	4,551	4,586	4,473
18	4,613	4,500	4,541
合計	86,089	85,583	85,422

(資料：福山市統計、各年10月末現在)

(2) 発達に課題のあるまたは疑いのある子どもへの取り組みの状況

福山市のデータで、発達に課題のあるまたは疑いのある子どもに対する保健所、保育所及び学校等での取り組みをみると、次のような状況にあります。

①乳幼児に対する取り組み

乳幼児の健康増進を図るとともに疾病や障がいを早期発見し、適切な支援を行うため、こにちは赤ちゃん訪問事業等の家庭訪問、乳幼児健康相談、乳幼児健康診査等を行っています。

2008年度(平成20年度)の1歳6か月児・3歳児健診でみると、受診率は概ね90%となっており、そのうち精神面の要精密健康診査対象者は、1歳6か月児健診では235人(受診者の5.6%)、3歳児健診では172人(受診者の4.4%)となっており、概ね受診者の5%前後が精神面の要精密健康診査対象者となっています。

■1歳6か月児・3歳児健康診査における精密健康診査(精神面)の必要な幼児

<2008年度>

健診名	人数	受診者	要精密健康診査対象者(精神面)	
				うち未受診者
1歳6か月児健診 (割合)		4,167人	235人 (5.6%)	39人 (16.6%)
3歳児健診 (割合)		3,952人	172人 (4.4%)	20人 (11.6%)

■療育相談の状況

1歳6か月児・3歳児健康診査における精密健康診査(精神面)において発達の経過観察が必要と判断された幼児を対象に、効果的な発達を支援するために「療育相談」を6会場で実施し、親子遊び、保護者同士の交流、療育の方向づけを行っています。2008年度(平成20年度)は132回実施し、参加者は実人数281人、延べ957人となっています。

参加者の状況は、言語発達遅滞、多動、自閉傾向の子どもが全体の約8割を占めており、参加後は児童デイサービスや知的障害児通園施設等の療育関係機関等への入園や、連携を図るなかで保育所・幼稚園へ入所(園)しています。

また、1歳6か月児・3歳児健康診査において、ことばなどの経過観察を必要とする幼児や育児不安を持つ保護者を対象に、「プレ療育相談」を1会場で実施し、遊びの紹介や助言指導、保護者同士の交流を行っています。2008年度(平成20年度)は12回実施し、実人数41人、延べ119人の参加状況となっています。

②保育所及び幼稚園での取り組み

福山市の保育所では、入所希望者全員の受け入れを行い、保護者の方が安心して子どもを産み育てることのできる環境の整備に努めています。

また、障がい児保育を全保育所で行い、ブロック毎に障がい児保育担当の専任加配保育士を配置しています。ブロック内の障がい児保育の状況を把握し、ケース会議を実施するなど、子どもへの理解を深め、保育内容の充実を図っています。

公立の幼稚園においても、全園で障がいのある幼児の受け入れを行い、個別の指導計画のもとに個に応じた指導を行うとともに、適切な環境のもとで多くの幼児と集団で生活することを通して、生きる力の基礎を培う体験を重ね、一人ひとりの子どもの力を最大限に伸ばす教育内容の充実に努めています。

また、必要に応じて介助員を配置し、きめ細かい支援を行うとともに、特別支援教育コーディネーターを中心に専門家による巡回相談を活用した園内研修の計画や関係機関との連携を図り、幼児理解を深め、適切な指導・支援に努めています。

難聴学級については、1幼稚園に4歳児・5歳児クラスを設置し、個別指導と集団指導を行っています。

■ことばの相談室

市内4か所の保育所及び4か所の幼稚園では、「ことばの相談室」を設け、ことばのおくれ等の課題に対する支援を行っています。

来室者の80%はことばのおくれが主訴ではありますが、その多くは発達の障がいが見受けられる子どもです。

「ことばの相談室」では、子どもへの支援だけではなく、保護者の思いを受け止めながら、子どもへの理解を深め、関わり方を共に考えています。

保育所の「ことばの相談室」の利用状況は、2008年度（平成20年度）で649人の利用があり、ここ数年同様の利用状況となっています。

幼稚園での利用状況は、2007年度（平成19年度）の市町合併により増園となった要因もありますが、2008年度（平成20年度）においても371人の利用があり、年々増加しています。

（単位：人回）

実施施設	内訳	2006年度	2007年度	2008年度
西山手保育所 蔵王保育所 駅家保育所 今津保育所	利用者数	652	673	649
	延利用回数	3,431	3,409	3,378
手城幼稚園 伊勢丘幼稚園 あけぼの幼稚園 湯田幼稚園	利用者数	149	175	371
	延利用回数	3,541	3,693	3,863

③小・中学校での取り組み

各小・中学校では、障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育に取り組んでいます。

学校には特別支援学級・通級指導教室を設置し、きめ細かい指導を行うとともに、特別支援教育コーディネーターを中心に、学校における指導・支援に努めています。

また、福山市教職員研修講座の受講や専門家による巡回相談を活用した校内研修・ケース会議等を通して、発達障がい等の理解を深め、適切な指導・支援に努めています。

小学校・中学校在籍で「発達障がい等の診断ありまたは課題あり」と把握している

児童生徒数は、2008年度（平成20年度）で小学校1,080人、中学校216人であり、過去3年間の状況は小学校では増加傾向、中学校では横ばいとなっています。

特別支援学級の児童生徒数は、2009年度（平成21年度）は小学校440人、中学校152人で、通級指導教室は小学校253人、中学校29人となっており、年々増加しています。

■小・中学校の発達障がい等の状況（3月31日現在）

項目	区分年度	小学校			中学校		
		2006年度	2007年度	2008年度	2006年度	2007年度	2008年度
発達障がい等診断ありの児童生徒数(人)		197	227	234	49	69	80
診断はないが学校が課題ありと把握している児童生徒数(人)		628	860	846	168	153	136
診断または課題ありの児童生徒数(合計)		825	1,087	1,080	217	222	216
通常学級に在籍する割合(%)		3.1	4.1	4.1	1.9	2.1	1.9

■特別支援学級の在籍児童生徒数の推移（5月1日現在）（単位：人）

種別	区分年度	小学校			中学校		
		2007年度	2008年度	2009年度	2007年度	2008年度	2009年度
知的障がい		204	223	235	73	85	99
情緒障がい		127	147	183	49	47	46
肢体不自由		4	4	5	1	1	1
難聴		17	18	17	5	5	6
病弱		1	1	0	-	-	-
弱視		-	-	-	1	-	-
院内		0	1	0	1	1	0
合計		353	394	440	130	139	152

■通級指導教室の在籍児童生徒数の推移（5月1日現在）（単位：人）

種別	区分年度	小学校			中学校		
		2007年度	2008年度	2009年度	2007年度	2008年度	2009年度
情緒通級		60	90	145	3	18	29
言語通級		101	101	108	-	-	-
合計		161	191	253	3	18	29

④子ども発達相談室（愛称：クローバー）の相談状況

子ども発達相談室では、幼児から高校生までを対象に「きこえ」や「ことば」等、発達全般のおくれについての相談事業を行っています。

2008年度（平成20年度）の相談状況は388件で、前年度比約1.5倍と急増しているため、予約により相談を受けていますが3ヶ月待ちの状態となっています。

■子ども発達相談室の相談件数（単位：件）

年度	区分	幼児	小学生	中学生	高校生	合計
2007年度		188	71	10	1	270
	(割合)	(69.6%)	(26.3%)	(3.7%)	(0.4%)	
2008年度		211	150	19	8	388
	(割合)	(54.4%)	(38.6%)	(4.9%)	(2.1%)	

(3) 公的専門機関の整備と取り組みの状況

広島県内には、県立及び広島市立等を合わせると、一定の専門療育関係機関の集積は見られますが、それらの機関は県西部に偏在しています。特に、発達障がいに関しては幼児期から継続的に必要な医療・療育支援が受けられる公的専門機関が東部地域にはありません。

■広島県内における公的専門機関の立地状況



項目 No.	施設名	所在地	設置者
①	県立障害者リハビリセンター	東広島市	県
②	県立障害者療育支援センター	東広島市	県
③	広島県発達障害者支援センター	東広島市	県
④	賀茂精神医療センター	東広島市	独立行政法人
⑤	広島西医療センター	大竹市	独立行政法人
⑥	広島市子ども療育センター	広島市	広島市
⑦	広島市北部子ども療育センター	広島市	広島市
⑧	広島市西部子ども療育センター	広島市	広島市
⑨	広島市発達障害者支援センター	広島市	広島市
⑩	県立広島大学 保健福祉学部	三原市	県
⑪	広島県立福山若草園	福山市	県

■広島県東部地域における療育関係機関（通園・通所）の立地状況



項目 No.	施設種別	施設名	定員	所在地
①	知的障害児通園施設	草笛学園	40	福山市
②		ひかり園	30	福山市
③		あづみ園	36	尾道市
④	難聴幼児通園施設	「ゼノ」こばと園	48	福山市
⑤	肢体不自由児通園施設	福山若草園	20	福山市
⑥	児童デイサービス	あしび園	30	福山市
⑦		第2あしび園	20	福山市
⑧		ギフト	10	福山市
⑨		あづみ園児童デイサービス	10	尾道市
⑩		第2あづみ園	10	尾道市
⑪		あいあい	10	尾道市
⑫		三原市障害児通園デイサービスホーム ぽ・ぽ・ら	10	三原市
⑬		ふぁいと	20	三原市
⑭		のぞみ	10	三原市
⑮		みのり学園	10	府中市
計			314	

※定員数は、2010年（平成22年）3月末現在のものです。

また、広島県東部地域の療育関係機関等での支援や課題等の状況は次のとおりです。

種別	施設名	支援状況	課題・対応等
知的障害 児通園施設	草笛学園	<ul style="list-style-type: none"> ○発達のおくれや知的障がい（自閉症を含む）がある就学前幼児の療育 ○福山市・神石高原町の公立保育所の障がい児加配保育士研修 ○社会福祉士・言語聴覚士・保育士などをめざす学生の実習受け入れ ○福山市委託事業である障がい児等療育支援事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○入園希望者・該当者が多く、受け入れできない。 ○外来教室利用者が増加し、現在の教室数・職員数での対応では限界がある。 ○保護者の生活状況や意識により、援助の難しさがある。
	ひかり園	<ul style="list-style-type: none"> ○発達支援（クラス集団、グループ集団、全体集団方式による取り組み） ○保護者支援（子ども理解や子育てに関する支援） 	<ul style="list-style-type: none"> ○入園希望者・該当者が多く、受け入れできない。 ○未歩行児は受け入れができない。 ○レスパイト支援が十分に行えない。
難聴幼児 通園施設	「ゼノ」 こばと園	<ul style="list-style-type: none"> ○聴覚障がい児の早期支援・相談・療育 ○発達障がい児の相談・療育 ○保護者支援 ○保育所・幼稚園への連携指導 ○研修会・講演会などの実施 ○福山市委託事業である障がい児等療育支援事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○聴覚障がい児療育における専門性。 ○増加する発達障がい児への対応。
指定相談 支援事業 所	地域療育支 援センター あしすと	<ul style="list-style-type: none"> ○発達のおくれや知的障がい（自閉症を含む）のある児童の療育に関する相談 ○保護者支援（子ども理解や子育てに関する支援） ○福祉サービスの調整 ○福山市委託事業である障がい児等療育支援事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○療育手帳のない児童や重症心身障がい児への支援について十分な受け皿がない。
児童デイ サービス	あしび園	<ul style="list-style-type: none"> ○早期療育（1・2歳児の親子通園） ○保護者支援（子どもへの関わり方や保護者の受容の過程を支える） ○外来教室（卒園児を対象にした支援が必要な子の遊びの教室） 	<ul style="list-style-type: none"> ○年度途中からの受け入れが難しい面があり、待機児に対する支援が不十分。
	第2 あしび園	<ul style="list-style-type: none"> ○発達支援（3・4歳児を対象） ○保護者支援（子どもへの関わり方や保護者の受容の過程を支える） 	<ul style="list-style-type: none"> ○延長通園希望者が増えているが、教室数の不足により対応できない。 ○病院やこども家庭センターから療育が必要と指導を受けても、受け入れができない。
	ギフト	<ul style="list-style-type: none"> ○生活に困り感のある児童の療育 0歳から18歳未満 ライフステージに応じた個別・集団療育 ○保護者支援 ○検査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○登録者が増え、既存の枠組みでは保護者ニーズに対応できない。 ○関係機関との連携やケース会議が十分にできない。
	あづみ園 (尾道市)	<ul style="list-style-type: none"> ○広汎性発達障害やADHD等の発達障がいの子どもに対する療育（未就学児及び小学生） ○早期療育 ○保護者支援（子どもへの適切な関わり方や子どもの行動の捉え方等について） 	<ul style="list-style-type: none"> ○在籍人数が多くなり、ケースカンファレンスが十分に行えない。

種別	施設名	支援状況	課題・対応等
児童デイサービス	第2 あづみ園 (尾道市)	<ul style="list-style-type: none"> ○発達のおくれや知的障がいのある就学前幼児の療育 ○早期療育（0歳から2歳児の親子通園） ○保護者支援（子どもへの関わり方や保護者の受容の過程を支える） ○地域支援 ○放課後外来教室（放課後に来園可能な乳幼児を対象に遊び相談） 	<ul style="list-style-type: none"> ○入園希望者・該当者が多く、受け入れできない。 ○放課後外来療育の教室で対応している。
	あいあい (尾道市)	<ul style="list-style-type: none"> ○発達のおくれや育てにくさをもつ就学前の乳幼児に対し、発達状況に応じて療育活動及び生活指導を行う。 ○単独通園 ○保護者支援（個別相談及びグループワークを実施） 	<ul style="list-style-type: none"> ○入園希望者・該当者が多く、受け入れできない。 ○延長通園の希望が出た場合、対応可能な職員の配置が難しい。 ○待機児に対しては、当事業所の親子通園を勧める。または近隣の療育機関を紹介している。
	ふぁいと (三原市)	<ul style="list-style-type: none"> ○職員が市の母子保健事業の健診に参加し、親子の発達・観察・指導を行っている。 また健診後のカンファレンスにも参加し、育てにくい児童や育児の苦手な保護者への支援を実施している。 ○市の親子教室などの紹介や保育所や子育て支援課との連携により、スムーズに集団に入れるよう支援している。 ○発達支援（乳幼児） ○相談事業（乳幼児） 	<ul style="list-style-type: none"> ○母親の育児休暇中の療育となるケースが多く、療育が途切れてしまう。
	のぞみ (三原市)	<ul style="list-style-type: none"> ○発達におくれなどのある就学前の幼児の単独通所（主に2・3歳児） ○親子通所による療育と子育て支援（主に1・2歳児と幼稚園・保育所との併用児） ○日中一時支援事業による小学生の放課後活動支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○年度後半に利用者が増加し、利用回数の制限が出てくる。 ○年齢や状態が異なる児童の利用により、細やかなニーズへの対応が困難。 ○長期休暇中の日中一時支援の希望が増えているが対応できない。 ○利用日を調整することで、新規の入園希望者に対応している。
	みのり学園 (府中市)	<ul style="list-style-type: none"> ○発達のおくれや障がいを持つ就学前の幼児の療育（1～6歳） 	<ul style="list-style-type: none"> ○年度当初より定員に達しており、相談のみあるいは次年度受け入れの対応としている。 ○2010年度より定員を10人から20人に増員し対応する。

(4) 障がい児等療育支援事業の状況

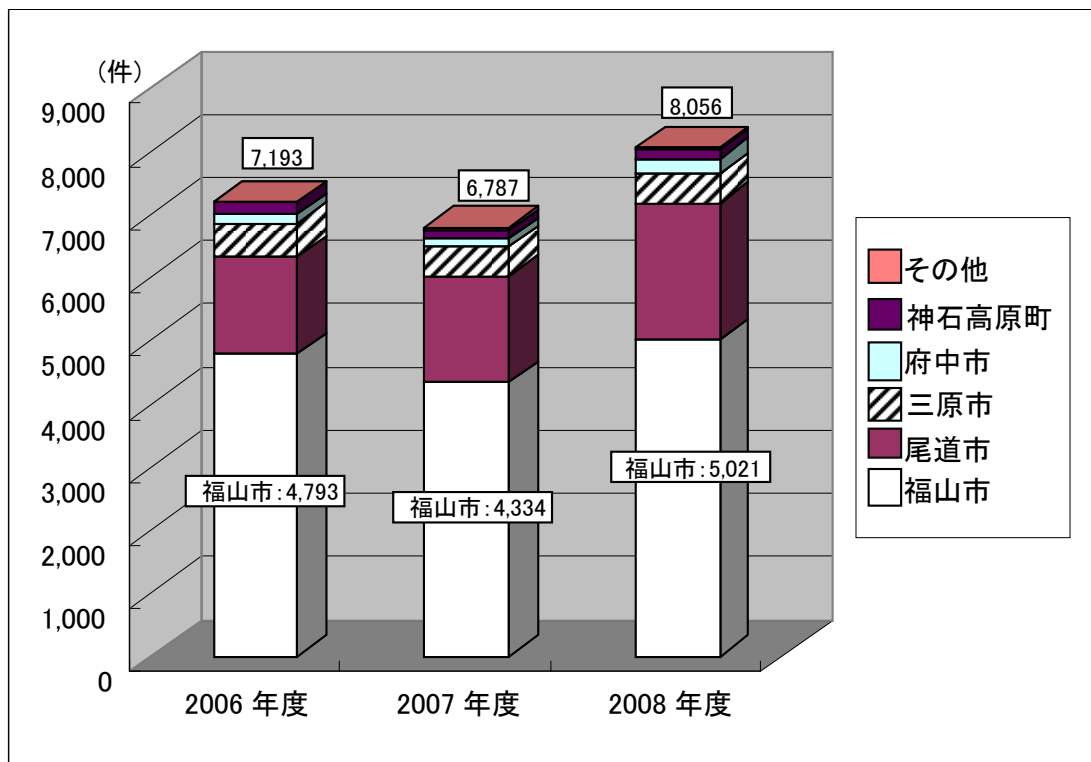
福山市及び広島県では、療育関係機関等への委託も含め支援事業を行っています。

訪問療育、外来療育、施設支援一般指導の療育支援事業についてみると、2008年度（平成20年度）の延べ利用者数は8,056件であり、前年の約1.19倍となっています。

■障がい児等療育支援事業の実績

（単位：件）

市町 年度	福山市	尾道市	三原市	府中市	神石高原町	その他	合計
2006年度	4,793	1,534	529	141	191	5	7,193
2007年度	4,334	1,683	461	132	143	34	6,787
2008年度	5,021	2,156	460	243	138	38	8,056



※2007年度（平成19年度）の福山市の件数が減少しているのは、この年に子ども発達相談室（クローバー）を開設し、相談者が一時的に子ども発達相談室へ移行したことが主因と考えられます。

2 市民ニーズ

(1) アンケート調査の概要

アンケート実施時において、県東部地域の療育施設や学校・学級などへ通園・通学しておられるお子さんのご家庭を対象に、「相談をする場合、医師の診断・診療を受ける場合に困っていること」や「(仮称)療育センターに対して望むこと」などに関するアンケート調査を実施しました。

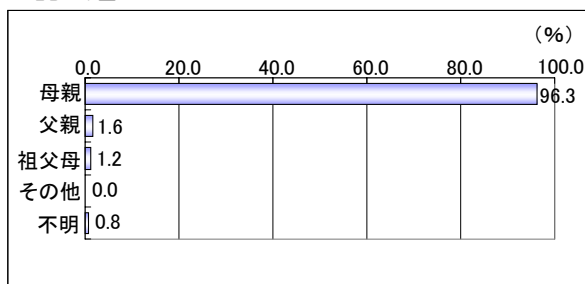
■調査対象	18歳までの県東部地域の療育施設等を利用している子どもの保護者
■配布数	495票
■配布施設	肢体不自由児通園施設, 知的障害児通園施設, 難聴幼児通園施設, 児童デイサービス, 特別支援学校, 特別支援学級, 通級指導教室
■調査期間	2009年(平成21年)11月20日~12月11日
■回収数(回収率)	246票(49.7%)

(2) アンケート調査結果

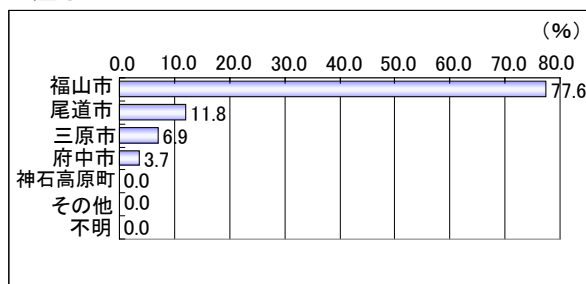
①回答結果の属性等

回答者のほとんどが「母親」(96.3%)であり、住まいは「福山市」(77.6%)でした。

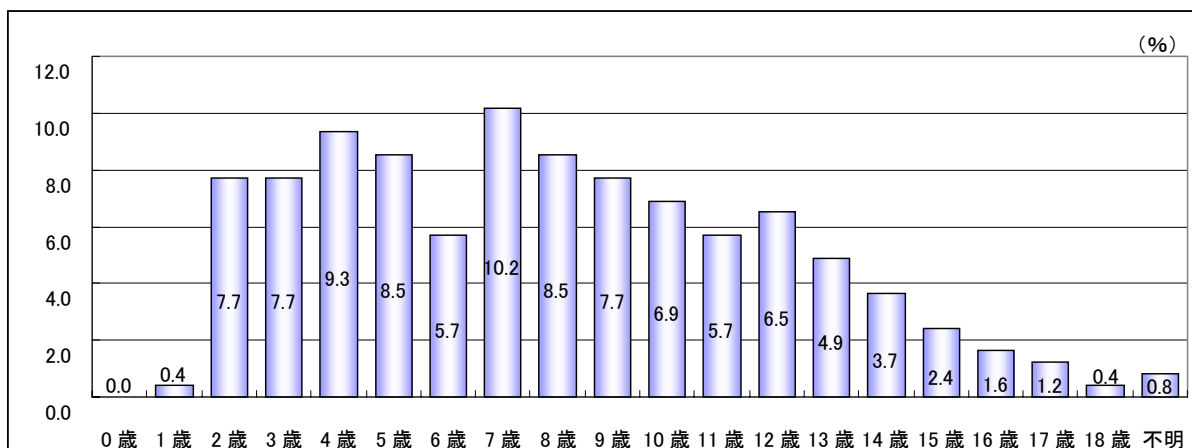
●記入者



●住まい

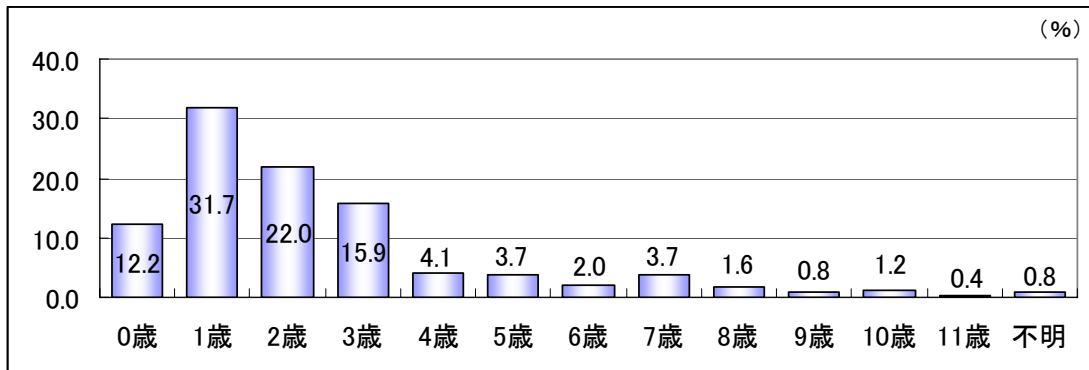


●子どもの年齢



②発達の気になる状態に気づいた年齢

「1歳」(31.7%)が最も多く、「0～3歳」までに気づいたという回答が8割以上を占めています。



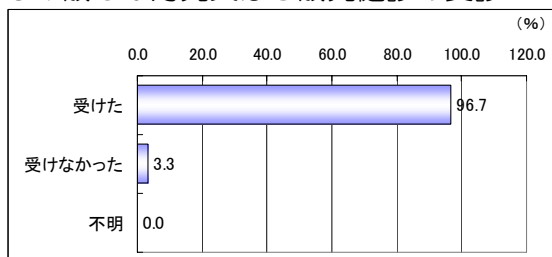
③健診⇒精密健診⇒療育支援への流れ

1歳6か月児又は3歳児健診については、ほぼ全員の子が受診しています。

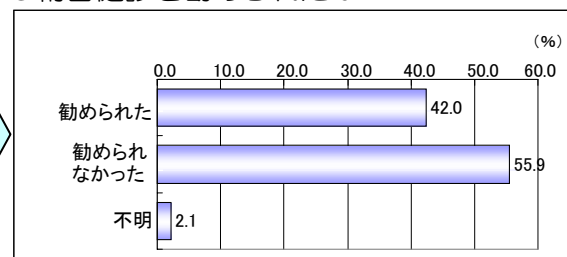
その中で「精密健診」を勧められた子の割合は5割弱で、勧められた子の9割は精密健診を受診しています。

精密健診後、ほぼ全員の子が療育支援を勧められ、実際に療育支援を受けた子は8割から9割ですが、1割が療育支援につながらない状況があります。

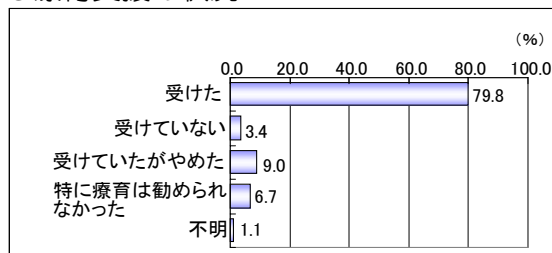
●1歳6か月児又は3歳児健診の受診



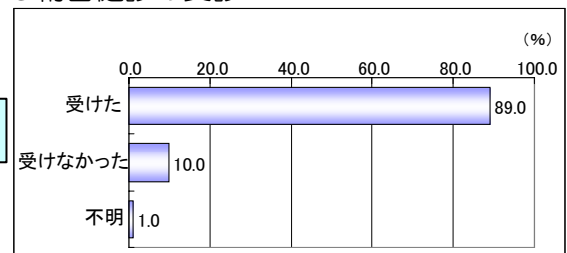
●精密健診を勧められたか



●療育支援の状況



●精密健診の受診



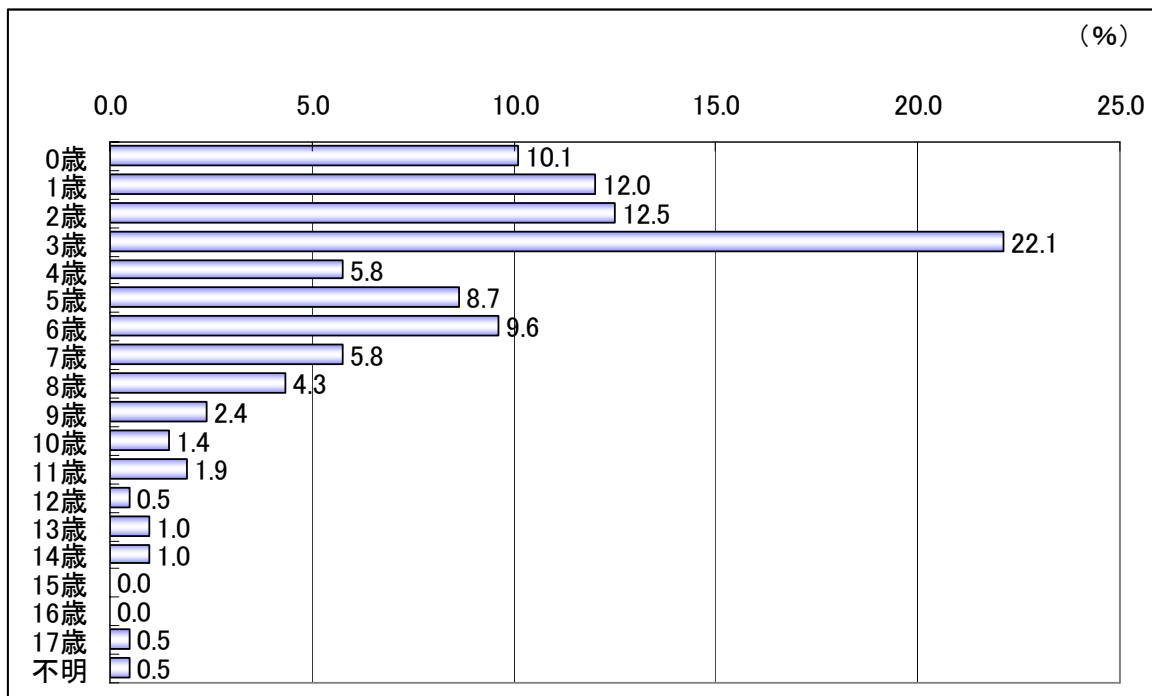
<参考>

福山市保健部健康推進課の調べでは、2008年度(平成20年度)の1歳6か月児健康診査では、精神面の要精密健康診査対象者235人中、療育支援につながらなかった子は91人で39%です。また、3歳児健康診査においては、精神面の要精密健康診査対象者172人中、療育支援につながらなかった子は29人で17%となっています。その理由としては、保護者が子どもの発達の課題を受け入れられないことが約9割となっています。

④医師の診断を初めて受けた年齢

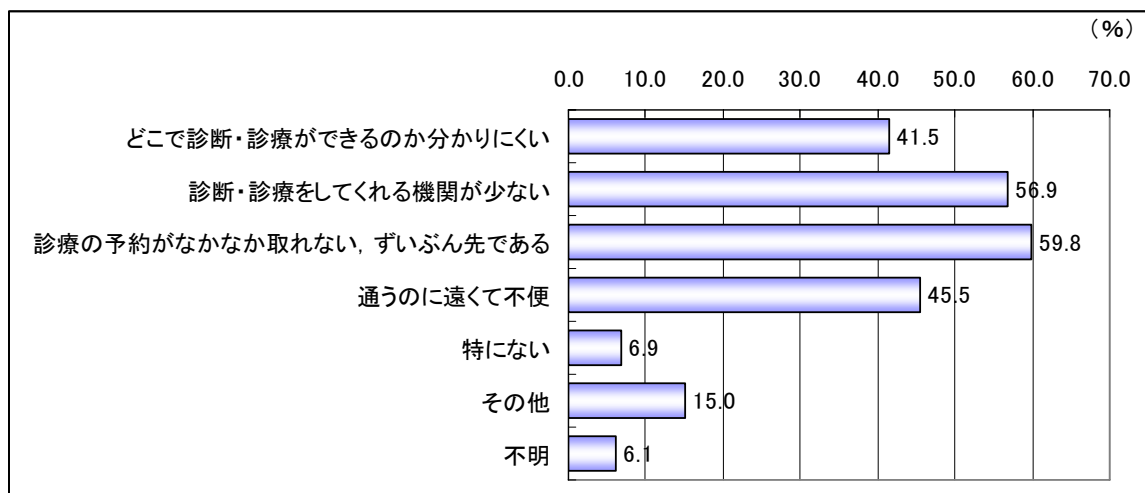
医師の診断を初めて受けた年齢は「3歳」（22.1%）が最も多く、「3歳以下」で医師の診断を受けた子は5割を超えています。

「5歳」以下で医師の診断を受けている子が7割を超えていることから、多くの子は乳幼児期に医師の診断を受けている状況です。



⑤医師の診断・診療を受けるにあたり困っていること

医師の診断・診療を受けるにあたり困っていることは、「予約がなかなか取れない」（59.8%）と「診断・診療をしてくれる機関が少ない」（56.9%）が上位となっています。

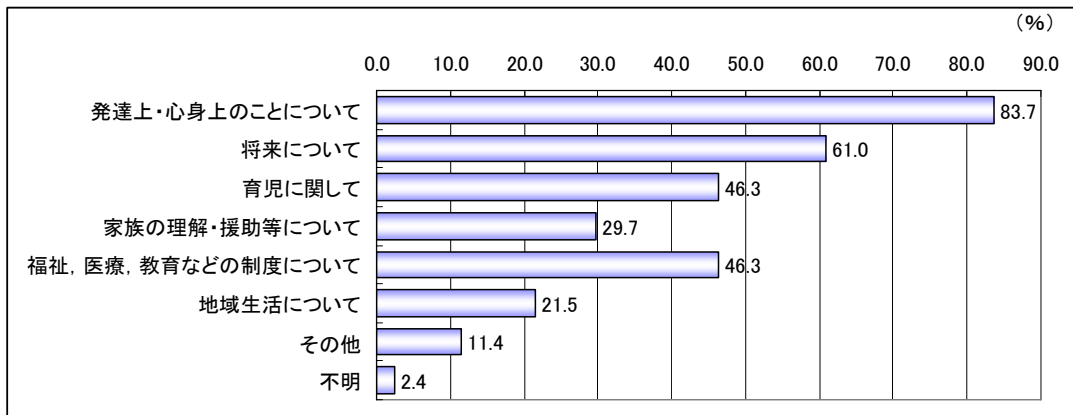


⑥相談に関して

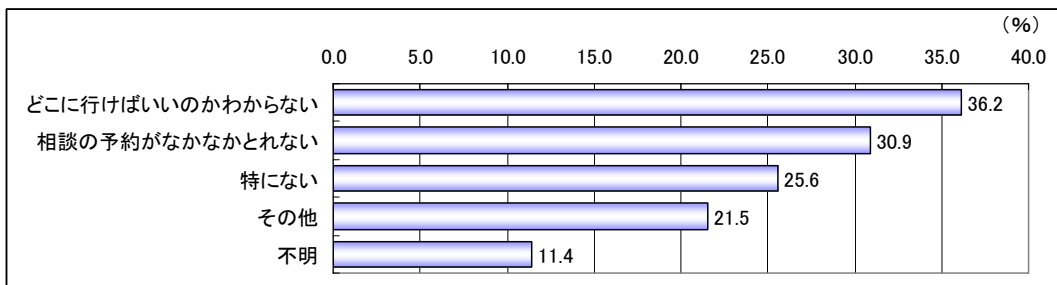
相談したい内容について最も多いものが「発達上・心身上のことについて」(83.7%)で、次いで「将来について」(61.0%)となっています。

相談をするにあたり困っていることでは、「どこに行けばいいのかわからない」(36.2%)が最も多く、相談しやすい条件等では「自宅などから近い」(63.0%)、「知りたい情報がすぐ分かる」(54.5%)が上位となっています。

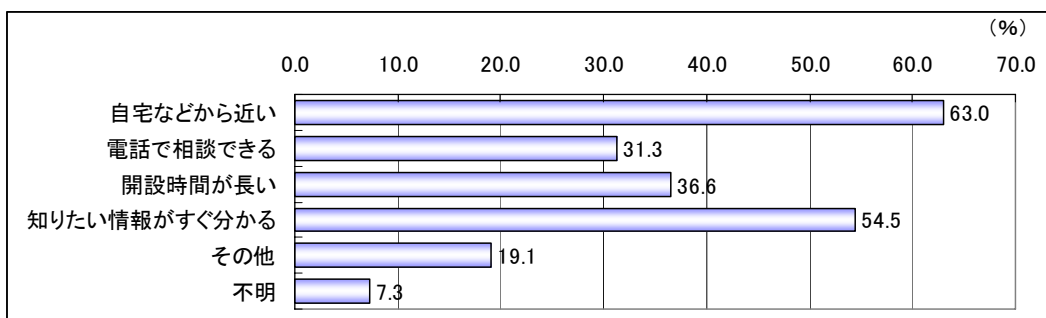
●相談したい内容



●相談をするにあたり困っていること



●相談しやすい条件や雰囲気

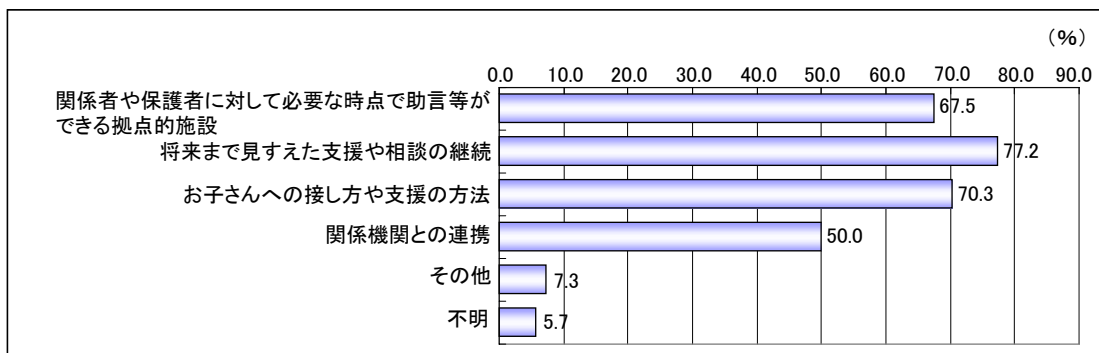


⑦療育施設等への期待や療育施設等の連携における共有・伝達情報

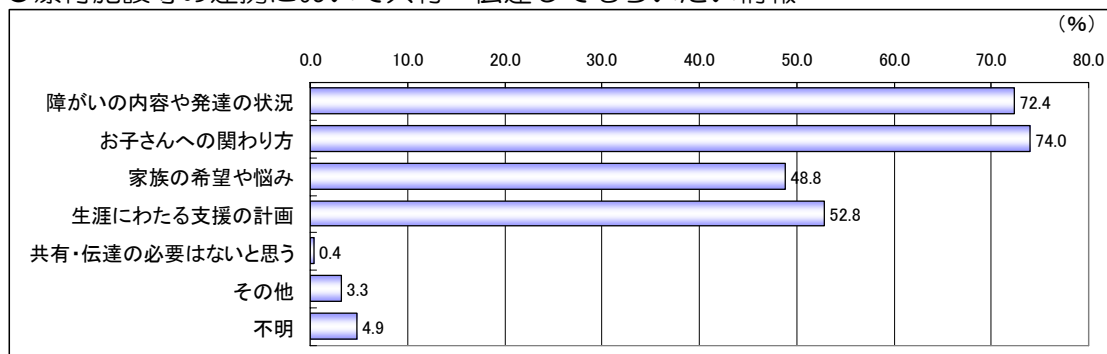
療育施設等への期待は、様々な面での支援が期待されており、「将来まで見すえた支援や相談の継続」(77.2%)、「お子さんへの接し方や支援の方法」(70.3%)、「必要な時点で助言等ができる拠点的施設」(67.5%)が上位となっています。

また、療育施設等の連携において共有・伝達してもらいたい情報では「お子さんへの関わり方」(74.0%)、「障がいの内容や発達の状況」(72.4%)が上位となっています。

●療育施設等への期待

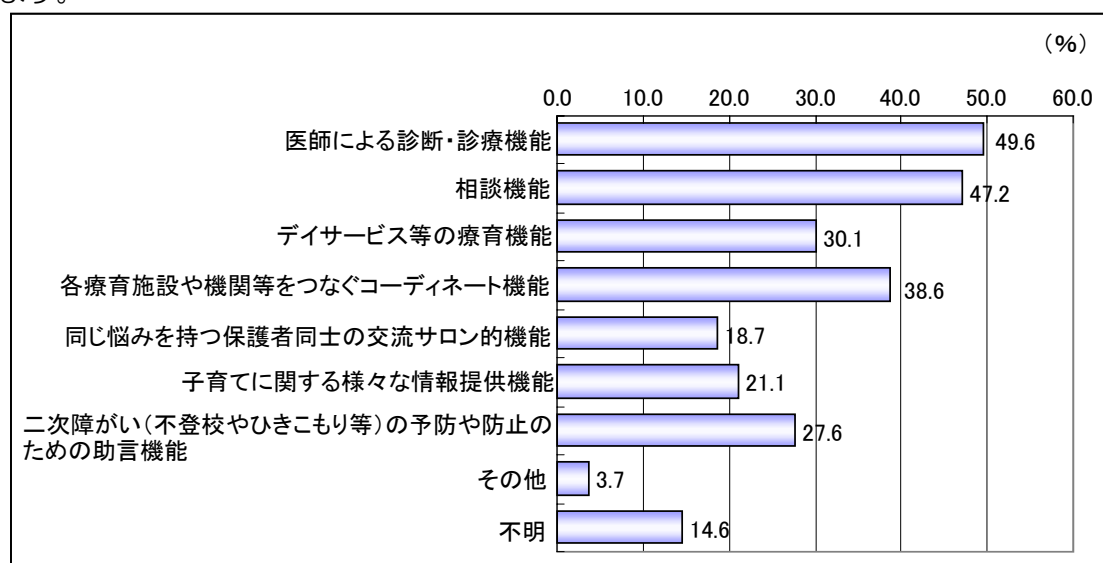


●療育施設等の連携において共有・伝達してもらいたい情報



⑧(仮称)療育センターに対して望むこと

(仮称)療育センターに対して望むことについては「医師による診断・診療機能」(49.6%)、「相談機能」(47.2%)、「コーディネート機能」(38.6%)が上位となっています。



3 全国類似施設調査

(1) 調査の目的

全国の療育等支援を行っている類似施設に対し、現状や現在直面している施設運営の課題及び福山市に対するアドバイス等についてアンケート調査を実施しました。

(2) 調査の方法

福山市と類似した立地環境という視点から、全国の中核市の担当課に電話ヒアリングを行い、医療機能を有した施設へアンケート調査票を配布しました。

配布数は40箇所、回答を得られたのは15箇所となっています。

(3) 回答結果の概要

各施設が抱える問題点・課題と福山市の（仮称）療育センター整備を検討するにあたってのアドバイスは、次のとおりです。

各施設が抱える問題点・課題

- 需要の増大や障がいの重度化等に対応した受け入れ体制がとれない
 - 障がいを抱える子どもが増えており、施設的にも医療技術者等スタッフ的にも受け入れの容量・人員体制を超えている。
 - 障がいの重度化、重複化等が進んでいるが、それに対応したハード面（施設・設備等）の整備が追いつかない。
 - 知的障害児通園施設の利用児童が年々増加し、年度途中で定員を超え、待機児童が毎年発生する。
- 人材確保が難しい
 - 専門職の人材確保や定着化が図れない。
- 経営面の難しさ
 - 障がいに対する早期発見・早期支援が進む中で、専門職の拡充が必要となるが、経営・運営面とのバランスを取ることが難しい。
 - 人件費や建物の老朽化に伴う修正維持費等も含めコストが増大し、経営が苦しい。
- 地域での受け皿不足
 - 退所後の受け皿が十分ではないので、入所が長期化している。

(仮称)療育センター整備を検討するにあたってのアドバイス

■構想・計画検討段階における留意点

- 構想策定にあたっては、管内療育機関の実態や利用者のニーズを把握し、今不足しているシステム、今後必要となるシステム等の将来的な方向性を見極めることが重要。
- 計画の段階から、運営の中心になるメンバーを組み入れた検討の仕組みが重要。
- 設計段階から専門スタッフや利用者の声を十分に反映するプランが重要。
- 一度建築すると増築は現実的にはなかなか難しいので、中長期的な視野からの検討が必要。
- 実際に動き出すと、幼児期のみで終結することはないので、学童期、思春期まで視野に入れた対応を考えておくことが大切。

■施設内容について

- 小集団グループ対応、個別面接等、用途に応じた部屋を確保しておくことが大切。

■スタッフ確保について

- 医療スタッフの確保は、なるべく早めの対応が望ましい。
- 人材確保は大事ではあるが現実には難しく、『人材育成』に積極的に取り組むことが重要。
- 支援スタッフには、高い専門性と豊かな経験が必要。この人材育成が重要であり急務。

■地域との連携について

- 拠点としての機能は重要であるが、細かくサポートできるのは地域の施設であり、これら施設との連携や役割分担を明確にしておくことが重要。

4 課題の総括

これまでの分析とともに、検討会の意見及び委員から提示のあった既存調査等を含めた現状と課題及び（仮称）療育センターに求められる施策等について、次のとおり総括しました。

（１）発達に課題のある子ども及び保護者の状況からみた現状と課題

◆発達に課題のある子どもは増加している

- ・子ども発達相談室、障がい児等療育支援事業等の利用件数が増えている。
- ・相談は幼児だけでなく、小・中学生や成人も多くなっている。
- ・おくれに気づく時期、療育を開始する時期は、0～3歳が8割以上を占める。

◆保護者が子どもの発達の課題を理解する苦しさ

- ・今回実施したアンケートは、既に療育関係機関等を利用している保護者に対して行っているため、発達の課題に対する受け入れは比較的なされているが、その他の調査等によれば、課題を受け入れられないという回答が3割以上あるという結果もみられる。
- ・保護者が一人で問題を抱え込んで、孤立した状態になってしまうこともある。
- ・子どもの発達の課題を受け入れられず、療育支援につなげていない状況がある。

◆適切な対応・療育の遅れ

- ・どこに相談に行けばいいのか分かりにくい。
- ・相談予約が一杯でとりにくい。
- ・相談先により異なったことを言われる。
- ・診療の予約がなかなかとれない、近くに専門の医療機関がない。
- ・診断後どうすればいいのかわからない。
- ・早期からの適切な対応・療育が遅れ、二次障がいや重症化の要因となっている。

◆家族の支援が十分でない家庭も多い

- ・既存アンケート調査によれば、家族の理解や支援が無いという回答が3割以上ある。
- ・子どもの睡眠障がいや行動上の問題により、保護者の身体的・精神的負担が大きい。
- ・きょうだいで障がいがある例もあり、保護者の負担（心身・経済）はさらに大きい。

◆発達の課題に関する社会的認識が薄い

- ・知的障がいという大きな括りの中で捉えられがちで、自閉症等の特性に沿った支援や教育のあり方が築かれていない。
- ・発達の課題が外見からは見えにくいいため、その困難さが理解されず、周囲の理解が得られにくい。

◆相談や支援の場所が分かれていることが当事者の負担を大きくしている

- ・諸手続きが県や市で分かっていたり、相談や支援等については複数の窓口へ移動しなければならない等、障がいのある子を抱えて関連する施設を渡り歩かないといけない状況がある。

(2) 支援している側の現状と課題

- ◆発達に課題のある子どもを診る専門医・医療機関が非常に少ない
 - ・専門医をはじめ専門スタッフの確保が困難。
 - ・専門医・専門スタッフの不足により、診断、発達検査、心理検査等の実施とアセスメントが不十分。
 - ・医学的立場からの助言や子どもへの支援方法等についてのアドバイスが十分に受けられない。
- ◆療育等に関する施設が少なく、希望者を受け入れられない等の状況がある
 - ・入園・入所希望者が定員をオーバーしており、受け入れができない。待機者も多く、対応が難しい。
 - ・より多くの子に療育を行えるよう、療育プログラムの本来の回数を減らさざるを得ない。
 - ・個別相談は数ヶ月待ちという状況にある。
 - ・療育等相談事業の利用件数が増加している。内容が評価されており更なる充実が必要である。
 - ・継続して通園・通所を希望する保護者が増えているが、教室数の不足により希望に添えない。
- ◆職員の負担が増大している
 - ・各種の支援業務は増加しており、限られた職員では対応に限界がある。
 - ・専門性が必要であり、職員の力量では対応しきれなくなっている。
- ◆厳しい施設運営
 - ・施設の規模や職員確保という運営体制の問題だけではなく、経営が厳しい状況もある。
 - ・法律の改正により、施設の方向性が見えにくくなっている。
- ◆学校へ通う発達に課題のある子どもに対する支援システムが必要
 - ・大学の教員や特別支援教育担当の教員により、学校への巡回相談事業が行われているが、相談に専念できるスタッフの充実や連携が課題。

◇その他関係機関や現場職員からの課題（前記以外）

【療育施設等職員】

◆療育関係機関等の役割の棲み分け

- ・子ども発達相談室（クローバー）は、継続的な発達相談や検査を行う場ではなく、相談の窓口として機能すべき。

◆不登校児に対する対応が不十分

【保健師】

◆健診から医療機関へのつながりが弱い

- ・健診で精密健康診査が必要となっても、保護者の受容問題を含め、受診につながりにくいのが現状。

【保育士】

◆相談～発達検査～診断～フォロー教室の流れが不十分

- ・一連の流れが同じ場所で行えなかったり、時間がかかりすぎるため、保護者の気持ちが続いてしまい、早期発見や早期療育へとつながっていない。
- ・ネットワークの拠点となるべき機能を持つ施設がない。

◆発達に課題のある子どものニーズは個別的で多様であり、専門性を高める研修の場が必要

- ・心身の発達上課題のある子どもが増え、また一人ひとりのニーズも違うので、子どもへの理解や保育については職員研修が非常に重要。

【教員】

◆学校の教員の福祉に対する理解が不十分

- ・保護者から相談を受けても十分な対応ができていない。
- ・福祉や障がいに対する知識を高める必要がある。

◆特別支援学級・通級指導教室の担当者の専門性の向上

- ・担当者は一定の研修を受けているが、検査結果の解釈や評価の面で専門的な分析能力が必ずしも十分ではない。

◆身近なところでの巡回相談体制が不十分

- ・大学の教員等による巡回相談を実施しているが、巡回対象が多く日程調整がつきにくい。

(3) 今後の療育に関して求められる施策や支援体制等

- ◆発達に課題のある子どもの診断・助言・支援ができる医療機関・スタッフの充実
 - ・信頼できる専門医の確保や医療機関の充実
 - ・専門医を中心とした心理士や相談員等によるサポートチーム
 - ・診断時における具体的な社会資源の紹介や将来展望等のアドバイス及び診断後のフォローアップ
 - ・従事者の研修やカンファレンス、コーディネーターの養成
- ◆保護者と家族全体に対する支援
 - ・保護者や家族全体に対するレスパイトケアやセーフティネットの構築
 - ・障がいを受容し、納得してもらうための保護者に寄り添った手厚い支援
 - ・家族面接等による家族全体への障がいに対する理解の促進
 - ・地域の環境づくりを含めたソーシャルワークとしての支援
- ◆生涯を通じライフステージに応じた総合的な支援体制
 - ・医療も含めた総合的・長期的な支援体制と連携
- ◆いつでも気軽に個別相談ができる機関や療育支援の体制
 - ・いつでも気軽に相談できる機関
 - ・手帳や診断がなくても相談・通園・サービス利用ができる体制
 - ・療育支援体制の拡充
- ◆総合的・ワンストップ的に支援を連携して行える機関
 - ・保健所、通園・通所施設、保育所、幼稚園、学校、医療機関、行政等との連携を図り、調整する拠点施設
 - ・相談やサービスの提供に関して、ワンストップ的に受け止めてくれる場
 - ・療育関係機関等を中心として来訪者へ行っていた支援をカバーできるような保育所や幼稚園等も含めた総合的なフォロー
- ◆療育施設・機関及び職員の拡充
 - ・受け入れ施設等社会資源不足の解消
 - ・現場職員の人材確保・育成
- ◆保護者の交流の場
 - ・同じ経験のある保護者と出会う場
- ◆啓発・情報発信事業
 - ・発達障がいへの理解促進の取り組み
 - ・トータル的な情報の発信、啓発の推進

◇その他関係機関や現場職員等からの療育支援の拠点的施設に対するニーズ（前記以外）

【拠点の必要性】

- ・地域の療育支援の核となり、保健所・保育所・幼稚園・学校・療育施設・かかりつけ医等との連携ができるコーディネーター的役割
- ・発達に課題のあると思われる子どもの保護者の背中を押せる機能（含：敷居の低さ）

【求められる機能】

- ・小児神経専門医または発達障がいを専門とする医師の常駐
- ・相談、診療、療育の3機能
- ・療育3事業（訪問、外来、施設支援）を担う人材の育成
- ・相談⇒発達検査⇒診断⇒フォロー教室が同じ施設で可能なシステム
- ・発達検査、知能検査、心理検査等の実施とアセスメント（分析・評価）
- ・発達に課題のある子どもの延長保育
- ・肢体に課題のある子どもの療育体制
- ・ことばの訓練ができる機能
- ・作業療法等の施設整備
- ・実習機関の機能
- ・福祉的支援の情報提供
- ・専門家による巡回相談
- ・学校での指導に対する医学的立場からの助言
- ・肢体不自由児の単独通園施設

【関連施設・機関とのネットワークの形成】

- ・（仮称）療育センターの相談後、すぐに外来療育の場に通うことができるシステム
- ・保育所や幼稚園との連携
- ・ST（言語聴覚士）、OT（作業療法士）等専門職との連携

【その他】

- ・働いている人も利用しやすい環境（相談の曜日・時間帯の工夫）
- ・子どもの「発達支援センター」という位置づけ

◇市民アンケート調査結果からみた（仮称）療育センターに求められる機能

市民アンケート調査結果からみた（仮称）療育センターに求められる主たる機能は次のとおりです。

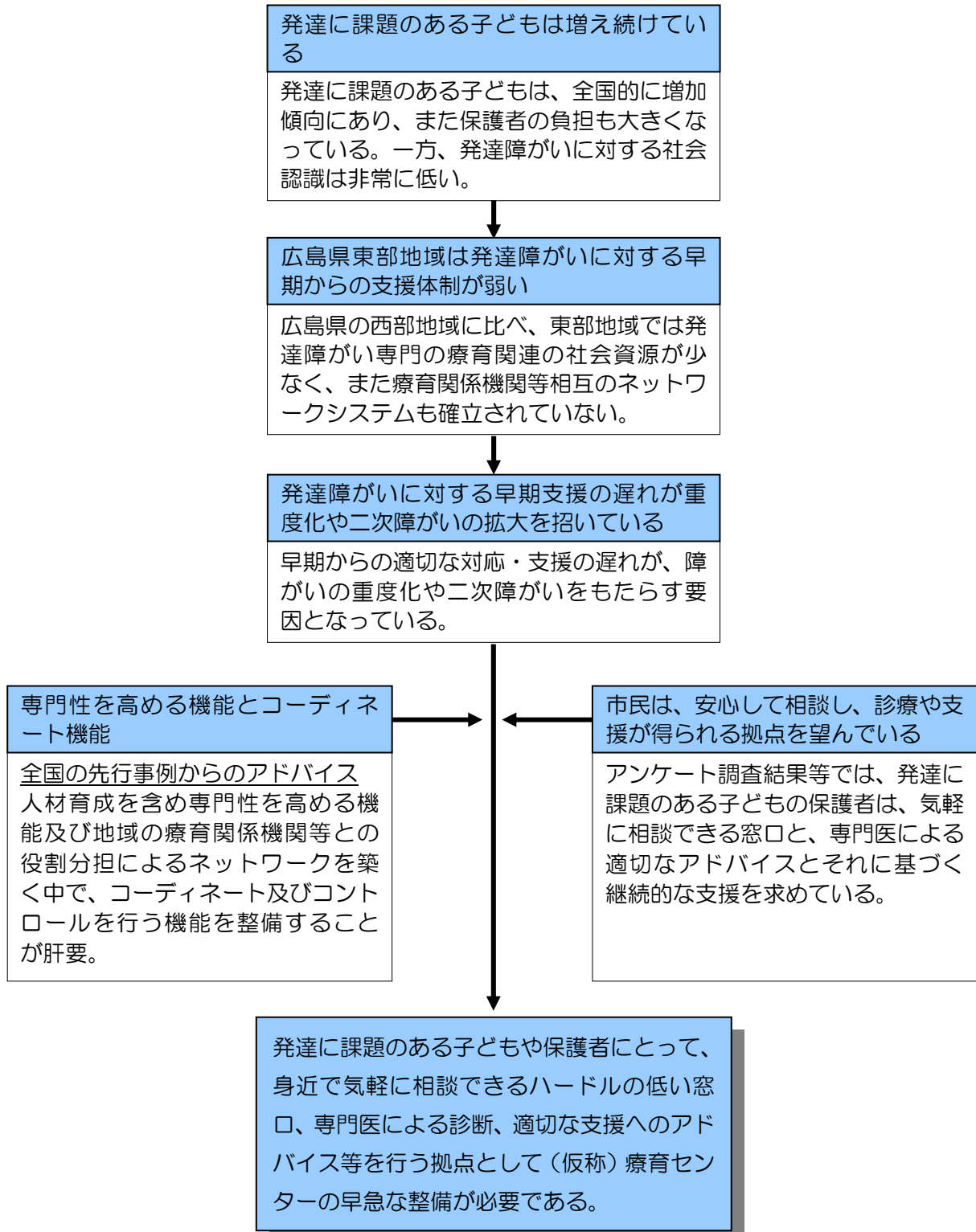
- ① 医師による診断・診療機能（49.6%）
- ② 相談機能（47.2%）
- ③ 各療育施設や機関をつなぐコーディネート機能（38.6%）

Ⅲ (仮称)療育センターが めざすもの

(仮称)療育センターがめざすもの

1 (仮称)療育センター整備の必要性

これまでの分析をもとに、(仮称)療育センター整備の必要性を次のとおりまとめます。



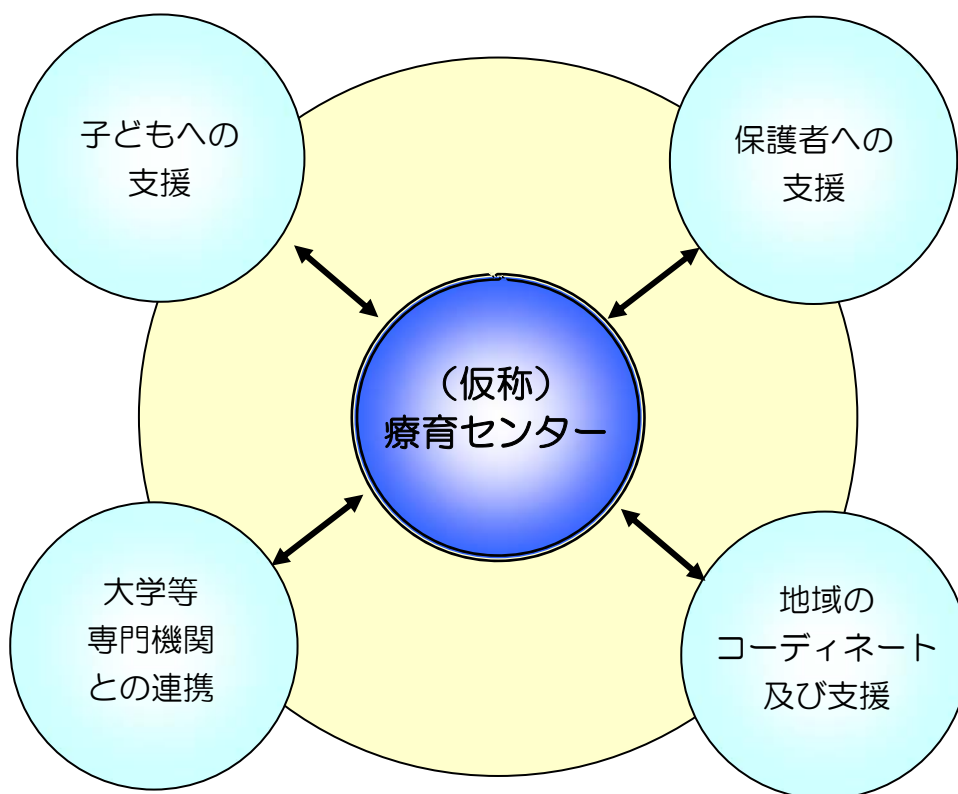
2 基本的考え方

(1) (仮称)療育センターがめざす支援

(仮称)療育センターは、発達に課題のある子どもとその保護者の子育てへの支援とともに、地域の療育関係機関等への支援を行います。また子どもの課題だけでなく、家庭や周囲環境の問題から派生する発達の課題にも配慮しながら、地域のコーディネートも行います。

発達に課題のある子どもに対し、診療・訓練・初期療育等の支援を行います。

子どもの生活を支える家族の子育て力の向上と不安や問題の解決のための支援を行います。



大学等専門機関との連携により医療・療育・教育に関する技術の向上をめざすとともに、人材派遣を受け研修・実習等を行います。

地域の療育関係機関等の資源を活用し、子どもが地域で生活するためのコーディネートを行うとともに、支援に係わる職員等の専門性の向上のために助言等を行います。

(2) 整備コンセプト

(仮称)療育センターの整備コンセプトは、次のとおりです。

(仮称)療育センターの理念

- 子どもの健やかな成長のために、発達に課題のある子どもへの適切な支援とその家族への子育ての支援及び地域の支援を行います。

発達に課題のある子どもとその家族が、より身近な地域で安心して暮らすことができるよう、子ども一人ひとりの特性に応じた支援と家族への子育ての支援を行うとともに、地域での健やかな日常生活のために、地域の療育支援関係者等への助言等を行っていきます。

(仮称)療育センターの役割

- 地域や専門機関との連携の中で、早期発見・早期支援の中核を担います。

発達の課題を早期に見つけ、必要な支援に結びつけることは、本人とともにその家族にとっても非常に重要なことです。早期から支援することで、生活上の困難が軽減され、社会生活における不適應等の二次障がいを防ぐこととなります。

(仮称)療育センターは、専門的な支援を行う中核として、日常的な支援を行う地域の医療機関や保育所、幼稚園、療育施設、関係機関等と連携を図りながら、重層的に早期発見と早期支援を実践していきます。

(仮称)療育センターの位置付け

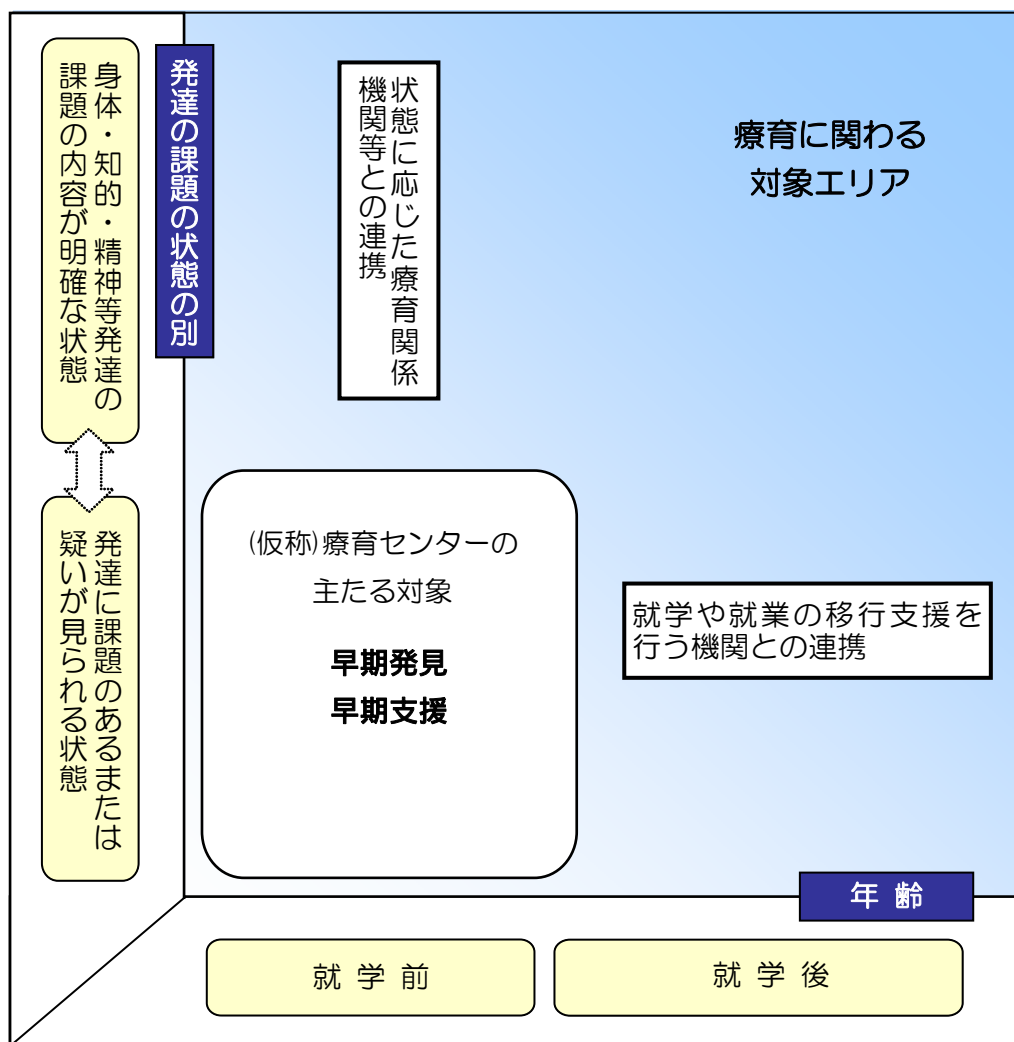
- 県東部地域の療育に関わる各種施設や機関とのネットワークを形成し、コーディネーターとしての機能を有する拠点となります。

支援においては、医療・福祉・保健・教育などの関係施設・機関間における連携は不可欠です。各機関が共通の視点で対象者の支援を行えるよう、より有効的なネットワークを築く中で、コーディネーターとしての役割を担っていきます。

(仮称)療育センターでの対象

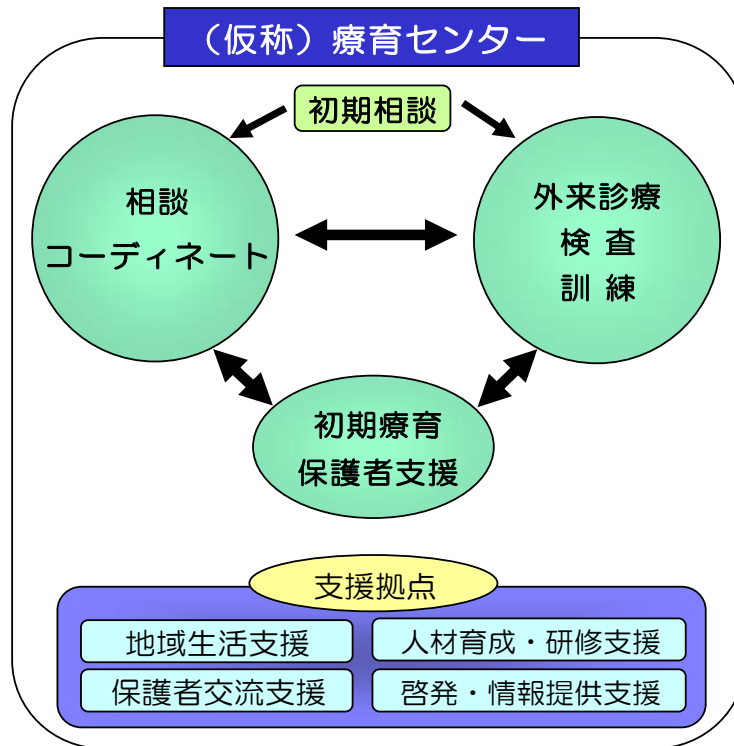
人の成長において幼児期は、身体的にも精神的にも大きな発達をとげ、様々なことを吸収できる重要な時期であるといえます。この時期に、発達の課題を可能な限り早期に発見し、早期の対応をとることが重要となります。

また、(仮称)療育センターの機能化を図るために、その設置目的及び対象を明確にしておく必要があります。あまりに多くの役割を一度に期待しすぎると機能しないことから、『主として就学前の子どもの発達障がいの早期発見・早期支援』を目的とします。



(3) 整備機能

(仮称)療育センターとして整備すべき機能は、次のとおりです。



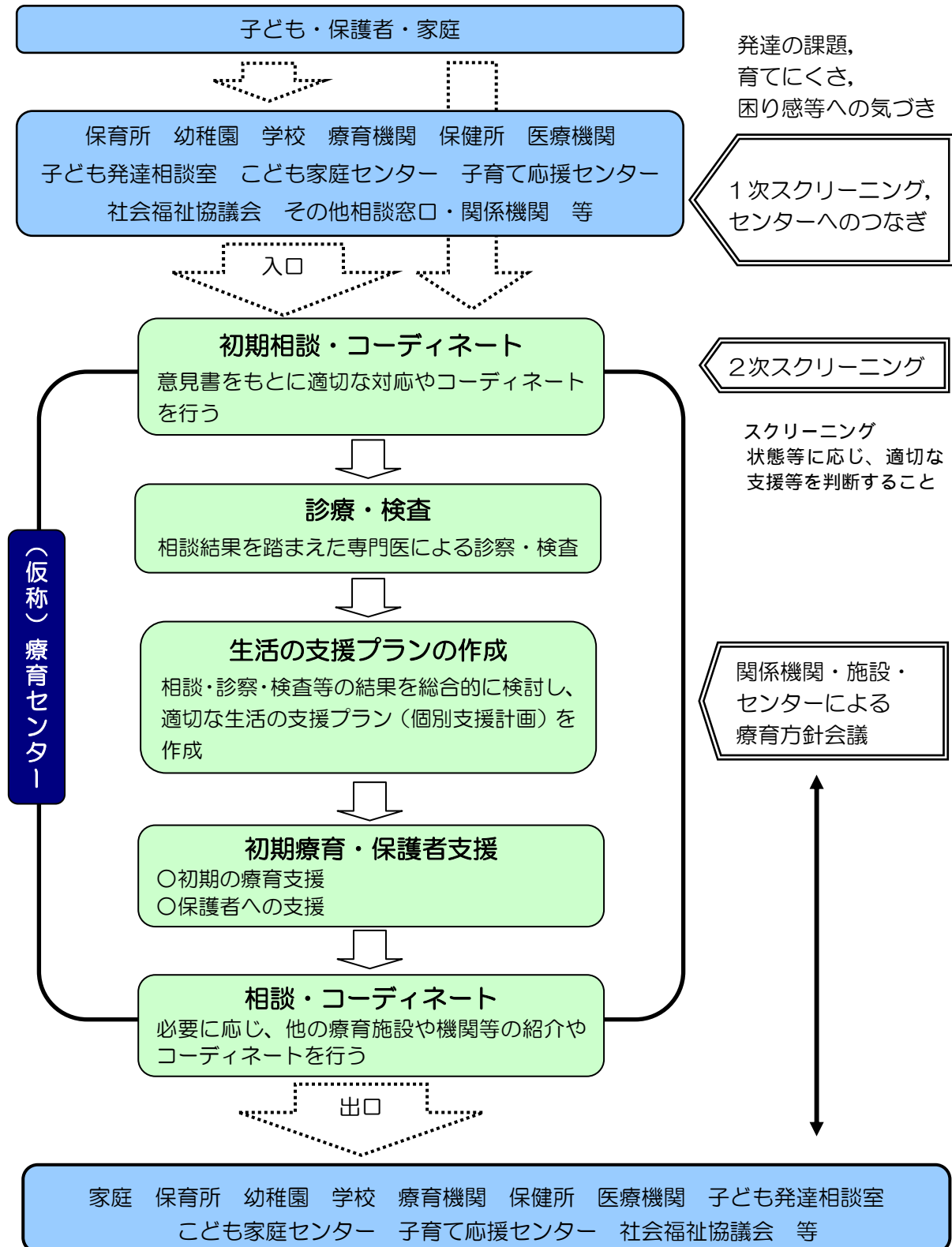
機 能	内 容
<p>相 談 コーディネート</p>	<p>○発達に課題があるまたは疑いのある子どもに関する相談の窓口となります。</p> <p>【初期相談（初回相談）】 子どもや保護者からの相談内容をもとに、子どもの課題の状態を適切に把握し、(仮称)療育センターでの対応やその後の対応先の紹介等を行います。</p> <p>【相談（今後の支援に向けた相談）】 相談員が、子どもの育ちに不安をもつ保護者に向き合い、何が不安なのか、気になる部分を一緒に考え、課題の解決に向けた支援を行います。</p> <p>【コーディネート】 相談員が、整理された内容等により、(仮称)療育センターとの役割分担で最も適切な地域資源のコーディネートを行います。 また、サポートファイル等を活用して、子どもの成長に応じた支援が行えるよう療育関係機関等と連携します。</p>

機能		内容
外来診療 検査 訓練		<p>○発達に課題のあるまたは疑いのある子どもの診療・検査・訓練を行います。</p> <p>○原則として、紹介状や意見書のある就学前の子どものみを主な対象とします。</p> <p>○診断・検査結果をもとに、発達評価、定期的なフォロー、治療助言等を行います。</p> <p>【外来診療・検査】 診療科目については、主として小児科または小児神経科とし、入院機能を持たない外来診療を基本とします。必要に応じ専門的な検査も行います。</p> <p>【訓練】 専門的な指導または訓練を必要とする子どもに対して、個々の発達の段階に応じたグループ指導または個別指導を実施します。医師や作業療法士、言語聴覚士など様々な専門スタッフが支援を行います。</p>
初期療育 保護者支援		<p>【初期療育】 療育目標を設定した個別プログラムを作成し、地域の療育関係機関等へつなげるための短期的な支援を行います。</p> <p>【保護者支援】 保護者に対して家庭での療育の方法等について助言や援助を行い、子どもの家庭における早期支援の充実に努めます。</p>
支援拠点	地域生活 支援	<p>○地域の療育施設や保育所・幼稚園・学校等に対し、大学等専門機関と連携を図る中で、より身近な地域での支援体制の機能向上のための助言等を行います。</p> <p>○家庭において適切な療育環境が確保できるよう、療育関係機関等と連携を図ります。</p>
	人材育成・研修 支援	○大学等専門機関からの人材派遣により、療育支援に係わる人材の育成や保護者の学習のための各種研修活動等に取り組みます。
	保護者交流 支援	○同じ悩みを持つ保護者や家庭との交流、あるいは療育関係機関等の相互の交流の場を確保します。
	啓発・情報提供 支援	○県立発達障害者支援センター等関係機関と連携しながら、市民や地域へ「発達障がい」の特性等に関する意識を高めるための情報提供や各種啓発活動を実施します。

(4) (仮称)療育センターへのアプローチと地域とのネットワークシステム

(仮称)療育センターでの相談・診療・初期療育等のほか、関連する施設や機関へのコーディネートや連携を行う中で、地域全体で支援を行うネットワークシステムの構築をめざします。

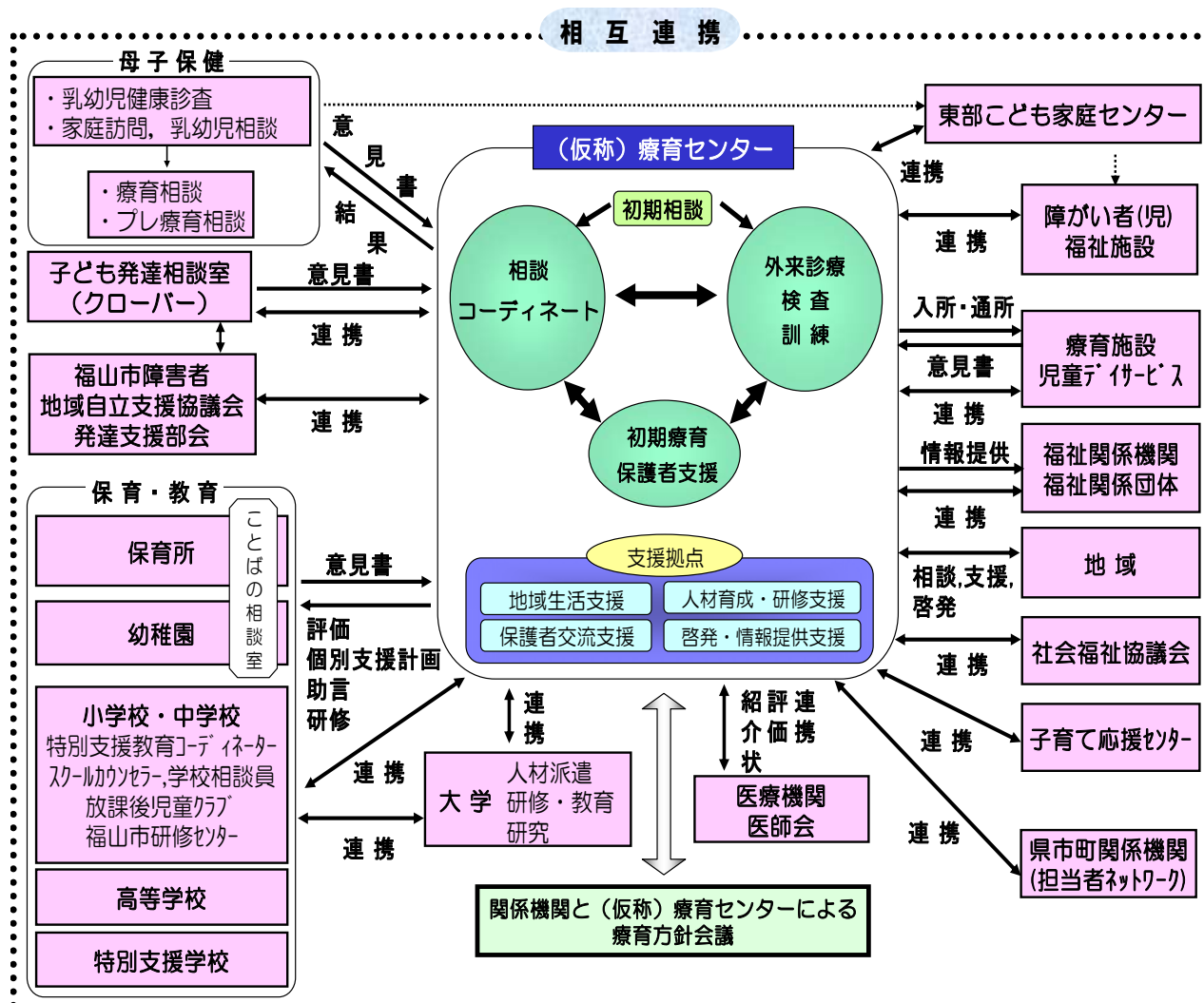
■ (仮称)療育センターへのアプローチとその後の流れのイメージ



■地域とのネットワークシステム

関連の施設・機関全体が相互に連携を図るネットワークシステムの構築をめざします。

(仮称)療育センターを核とした支援ネットワークシステム



(5) (仮称)療育センターの名称

これまでの検討会での議論から、福山市が整備を検討している療育センターは、発達の課題を早期に発見し、地域とともに子どもの健やかな育ちの支援を行うことを基本理念としていることから、その名称については「(仮称)こども発達支援センター」とすることがふさわしいとの意見があり、今後この名称について検討していきます。

(6) (仮称)療育センターの特色

福山市の(仮称)療育センターの特色として、次のとおり整備し、地域の療育関係機関等との連携の充実・強化を図ります。

① (仮称)療育センターにおける3機能の連携

《コーディネート機能》 相談窓口と地域のコーディネート

《医療機能》 主に発達障がいの子どもの診断・評価・訓練の実施と療育方法等の助言、定期フォロー

《療育支援機能》 主に発達障がいの子どもの初期療育、保護者支援

② 受け皿の不足が大きな課題となっていることから、市内の全箇所まで障がい児保育・特別支援教育を行っている保育所や公立幼稚園を資源として、(仮称)療育センターの専門医等による個別支援計画や助言に基づいた支援を実施します。

③ 大学等専門機関との連携により、医療・療育・教育に関する技術の向上をめざすとともに、人材派遣を受け、保護者に対する発達障がい等についての理解促進のための学習会や従事者等の専門性の向上等のための研修活動等を行います。

また、一人ひとりの子どもを尊重した指導・支援ができる実践的指導力を持った教育者・保育者の育成をめざす福山市立大学と相互協力し、人材の育成に努めます。

④ (仮称)療育センターを核として、それぞれの地域・機関におけるマンパワーが発揮できるよう、福祉関係機関、保護者の会、ボランティア等との連携体制の構築に取り組みます。

⑤ 4市1町の療育関係課による連絡会議を設置し、定期的に課題について話し合うこととします。

(7) (仮称)療育センター整備後の課題

支援のあり方や整備すべき機能等については、検討会での協議や市民ニーズ調査・パブリックコメント等による意見から、(仮称)療育センター整備後においても地域資源の不足や関係機関間の連携・役割分担等種々の課題が残る懸念があります。

特に「就学後」の発達障がい児(者)への支援については、今後の大きな検討課題として、県及び関係機関と協議・連携していく中で、解決に向けた取り組みが必要です。

資料編

用語説明

(仮称)療育センター整備基本構想の中では、用語の使い方を次のようにしております。

あ

◆アセスメント

介護等を要する人の身体機能や状況を事前に把握し、家族などとも相談し評価することで、支援プランの作成等、今後のケアにどのような対応が必要なのか、課題を分析することです。

◆育成

子どもや人材を育て上げる取り組みをいいます。

か

◆外来療育

療育機関(施設)で療育の指導が必要な人に対して個別的・集団的に訓練・指導を行うものです。

◆加配保育士

自治体によって障がい児何人に対し保育士何人という基準があり、障がい児保育を行っている保育所とそうでない所とは、保育士の人数が異なります。これを加配保育士といいます。

◆カンファレンス

一般的には協議とか会議の意味ですが、医療や保健の場面では、様々なスタッフで患者等の情報を共有し、総合的に検討しながら、今後の対応や方向性等を決めていく会議をいいます。

◆訓練

医療・治療の一環として、療法士等が子どもの持つ能力を伸ばすよう、身体を使った作業などを通じて行う支援です。

◆健康ふくやま21

生活の質の向上を実現することや、安心できる母子保健を重点目標として2003年(平成15年)に2012年(平成24年)を目標として策定された市民の健康づくりのための計画です。

◆言語聴覚士(ST)

きこえや発達上の問題、病気や事故などによって、コミュニケーションに課題がある人や、食事の際に飲み込みにくさがある人などに対し、どんな状態なのか評価し、支援を行う専門職です。

◆コーディネート(コーディネーター)

地域や環境など実情に応じてものごとの調整を行うことを意味し、その実践者をコーディネーターといいます。

◆ことばの相談室

ことばの発達において課題や発音の誤り・吃音のある就学前の児童を対象に、発達に応じたかわりや発音の指導を、市内8か所の保育所、幼稚園で行っています。

さ

◆作業療法士(OT)

発達上の問題や病気、事故などによって心身機能に課題が生じたことにより、その人らしい生き方を阻害されている人のために、手芸、工作等その人にとって意味ある作業を用いながら、豊かな成長や生き方を支援する専門職です。

◆サポートファイル

支援を受ける際のヒントとなるよう、本人の特徴や日常生活におけるかわり方、医療機関・相談機関での記録、学校・施設での支援計画などの情報を、保護者がまとめ、保管し、活用するための手作りのファイル形式の冊子です。

◆社会福祉士

身体上もしくは精神上の障がいがある人、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者、又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連携及び調整その他の援助を行う人のことです。

◆施設支援一般指導

障がい児保育を行う保育所や障がい児を対象にした地域の各種教室等を訪問し、障がい児に関する知識や療育技術を指導するものです。

◆児童デイサービス

発達上支援を必要とする子どもに対し、日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適應できるよう、施設で行う指導及び訓練などのサービスのことです。

◆障がい児等療育支援事業

障がい児（者）やその家族に対し、専門職が家庭や公共施設に出向いて療育相談や療育教室等を行う「訪問療育相談」、児童施設等で行う「外来療育相談」と、保育所・幼稚園・学校で療育支援を行う職員に対し技術指導を行う「療育支援一般相談」があります。

◆生活の支援プラン（個別支援計画）

多様な支援機関から支援を総合調整し、将来的な支援の方向性を示すものです。ライフステージに応じ、一定期間ごとに計画の見直しを図りながら支援を行います。

◆セーフティネット

発達に課題がある子どもや保護者に限らず、本来、国民は安心して日常生活や社会活動を行うことができ、万が一の場合にでも最低限の保障がされる仕組みが必要となります。この最低保障の仕組みを社会全体で作らなければならないことを意味します。

◆ソーシャルワーク（ソーシャルワーカー）

自ら社会生活を行うのが困難な人に、社会生活を通常に行えるように、その人の内面も含め生活全般をサポートしていくことを意味し、その実践者をソーシャルワーカーといいます。

た

◆第四次福山市総合計画前期基本計画

2007年度（平成19年度）から2011年度（平成23年度）を目標として策定された福山市のまちづくりの基本理念と将来都市像及びそれを実現するための基本目標を定めた計画です。

◆中核市

比較的大きな都市（30万人以上）について、その事務権限を強化し、できる限り住民の身近で行政を行うことができる市のことをいいます。

◆通級指導教室

小学校・中学校の通常の学級に在籍し、言語障がい、情緒障がい、難聴、肢体不自由などの障がいがある児童生徒のうち、比較的軽度の障がいがある児童生徒に対して、各教科等の指導は主として通常の学級で行いつつ、個々の障がいの状態に応じた特別の指導（「自立活動」及び「各教科の補充指導」）を特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育形態です。

◆特別支援学級

小学校、中学校、高等学校に教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒のために置かれた学級のことをいいます。

◆特別支援教育（コーディネーター）

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点にたち、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。コーディネーターとは、この指導及び支援を行う専門家です。

な

◆日中一時支援事業

障がい児を介護している家族が、社会的理由又は私的理由により在宅における介護が一時的に困難になった場合、日中活動の場を提供し、在宅の障がい児及びその家族の介護負担の軽減を図る事業です。

は

◆福山市学校教育ビジョン

21世紀を担う人材の育成を目指すため、2003年（平成15年）に福山市の学校教育方針を示すものとして作成されたものです。

◆福山市次世代育成支援対策推進行動計画

2005年度（平成17年度）から2014年度（平成26年度）を目標として福山市の子育て支援施策の方向と推進方法を定めた計画です。

◆福山市障害者保健福祉総合計画

2006年度（平成18年度）から2015年度（平成27年度）を目標として福山市における障がい者施策の方向と推進方法を定めた計画です。

◆ふくやま青少年育成プラン

福山市における青少年の健全育成の基本的な方向を示すとともに、必要な施策を体系化し、今後の青少年施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定したものです。

◆フォローアップ

出した指示、課されている役割などについて、その達成状況や進捗・結果などを検証・分析し、更なる指示や修正、アドバイスを行うことをいいます。

◆訪問療育

療育指導を希望する在宅障がい児（者）の家庭に訪問したり、地域を巡回して在宅障がい児（者）に対する指導を行うものです。

ま

◆マンパワー

人間の労働力、とくに熟練した人が持つ能力の価値を資源の一つとしてみなしているという言葉で、医療や福祉面においてサービスの担い手としても求められているものです。

や

◆ユニバーサルデザイン

ユニバーサル＝普遍的な、全体のという言葉であり、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいなどにかかわらず、多くの人々が利用可能であるようにデザインすることをいいます。

ら

◆ライフステージ

成長・成熟の度合いに応じた人生の移り変わりをいいます。一般的には、乳児期、幼児期、児童期、思春期、成人期、壮年期、老年期等のステージをいいます。

◆療育

医療・治療と保育・教育の意味を重ね合わせたことばで、子どもの個性・持ち味を生かしながら能力を伸ばし、育成することを目的として、医療と保育・教育を総合的に行うことです。

◆レスパイト

本来は「一時休止」「休息」という意味ですが、在宅介護などで介護者が疲れ切ってしまうことを防ぐために、あるいは何らかの限界を超えたり、介護不能なやむをえない状況（例えば近親者の冠婚葬祭など）が起こった場合、一時的にお世話をすることをいいます。

わ

◆ワンストップ

一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了させられるように設計されたサービスです。特に、様々な行政手続きを一ヶ所で行える「ワンストップ行政サービス」のことを指すことで使われる場合が多くなっています。

(仮称)療育センター整備のあり方検討会設置要綱

(目的)

第1条 発達障害者支援法(平成16年法律第167号)の趣旨をふまえ、幼児期における発達の遅れや障がいを早期に発見し、支援を行うための拠点施設として(仮称)療育センター(以下「療育センター」という。)を整備するにあたり、療育センター整備のあり方検討会(以下「検討会」という。)を設置するものとする。

(検討事項)

第2条 検討会は、療育センター整備基本構想の策定にあたり、整備すべき療育センターの機能や療育体制のあり方等について広く意見を聴取し、具体的方策を検討するものとする。

(構成)

第3条 検討会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 関係団体代表者
- (4) 関係行政職員
- (5) その他市長が必要と認める者

2 検討会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は検討会を統括し、会務を掌理する。

4 副会長は、会長が委員の中から指名するものとする。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(検討会)

第4条 検討会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 検討会の会議は、必要に応じて会長が委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(部会)

第5条 検討会の所掌事務を補完するほか、次のとおり作業を行うため関係行政職員で構成する部会(ワーキンググループ)を置くものとする。

(1) 療育センター整備基本構想策定に係る調査・分析及び原案作成に関すること。

(2) その他市長が必要と認める事項に関すること。

2 部会に部会長を置き、部会長が部会員を指名する。

3 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。

(委員等の任期)

第6条 委員等の任期は、2010年(平成22年)3月31日までとする。

(庶務)

第7条 検討会及び部会の庶務は、保健福祉局保健福祉政策課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2009年(平成21年)6月1日から施行する。

(仮称)療育センター整備のあり方検討会委員名簿

任期 2009年(平成21年)7月10日
2010年(平成22年)3月31日

(敬称略・順不同)

会 長	所属団体・役職等	名前
副会長	福山市保健所医監	村尾 正治
	福山市保健事業に関する母子保健委員会	池田 政憲
	広島県小児科医会	伊予田 邦昭
	福山市立緑丘小学校	岡崎 和子
	特定非営利活動法人広島自閉症協会	小川 恵理子
	県東部子どもの療育を守る親の会	奥土居 康子
	ひかり園	尾坂 康子
	広島県立福山特別支援学校	小野 一恵
	「ゼノ」こばと園	塩出 順子
	福山市立女子短期大学	高橋 実
	福山市立女子短期大学	田丸 尚美
	県立広島大学 保健福祉学部	土田 玲子
	草笛学園	永井 智樹
	特定非営利活動法人福山手をつなぐ育成会	西山 千秋
	県立広島大学 保健福祉学部	林 優子
	福山市保健福祉局長	勝岡 慎治
	福山市福祉部長	山岡 孝幸
	福山市保健部長	佐藤 眞一
	福山市児童部長	岸田 清人
	福山市人権推進部長	藤井 義則
	福山市学校教育部長	飛田 洋悟

(仮称)療育センター整備のあり方検討会 協議経過

開催日	日 時	主 な 議 事
第 1 回	2009 年 (平成 21 年) 7 月 24 日	療育に係る現状と課題について
第 2 回	2009 年 (平成 21 年) 9 月 11 日	(仮称)療育センター整備に関するアンケート調査(案)について 各機関・団体における療育等に係る課題の抽出
第 3 回	2009 年 (平成 21 年) 11 月 6 日	現状と課題のまとめ 療育支援システムのあり方等について
第 4 回	2010 年 (平成 22 年) 1 月 8 日	アンケート調査の結果報告について 整備すべき療育支援システム等について 基本構想(案)中間報告について
第 5 回	2010 年 (平成 22 年) 3 月 12 日	全国類似施設調査の結果報告について パブリックコメントの結果報告について 基本構想(案)について

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 児童の発達障害の早期発見及び発達障害者の支援のための施策(第五条—第十三条)

第三章 発達障害者支援センター等(第十四条—第十九条)

第四章 補則(第二十条—第二十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であつてその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。

3 この法律において「発達支援」とは、発達障害者に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う発達障害の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害の早期発見のため必要な措置を講じるものとする。

2 国及び地方公共団体は、発達障害児に対し、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に、その者の状況に応じて適切に、就学前の発達支援、学校における発達支援その他の発達支援が行われるとともに、発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援及び発達障害者の家族に対する支援が行われるよう、必要な措置を講じるものとする。

- 3 発達障害者の支援等の施策が講じられるに当たっては、発達障害者及び発達障害児の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）の意思ができる限り尊重されなければならないものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、発達障害者の支援等の施策を講じるに当たっては、医療、保健、福祉、教育及び労働に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保するとともに、犯罪等により発達障害者が被害を受けること等を防止するため、これらの部局と消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関との必要な協力体制の整備を行うものとする。

（国民の責務）

第四条 国民は、発達障害者の福祉について理解を深めるとともに、社会連帯の理念に基づき、発達障害者が社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。

第二章 児童の発達障害の早期発見及び発達障害者の支援のための施策

（児童の発達障害の早期発見等）

- 第五条 市町村は、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十二条及び第十三条に規定する健康診査を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。
- 2 市町村の教育委員会は、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十一条に規定する健康診断を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。
- 3 市町村は、児童に発達障害の疑いがある場合には、適切に支援を行うため、当該児童についての継続的な相談を行うよう努めるとともに、必要に応じ、当該児童が早期に医学的又は心理学的判定を受けることができるよう、当該児童の保護者に対し、第十四条第一項の発達障害者支援センター、第十九条の規定により都道府県が確保した医療機関その他の機関（次条第一項において「センター等」という。）を紹介し、又は助言を行うものとする。
- 4 市町村は、前三項の措置を講じるに当たっては、当該措置の対象となる児童及び保護者の意思を尊重するとともに、必要な配慮をしなければならない。
- 5 都道府県は、市町村の求めに応じ、児童の発達障害の早期発見に関する技術的事項についての指導、助言その他の市町村に対する必要な技術的援助を行うものとする。

（早期の発達支援）

第六条 市町村は、発達障害児が早期の発達支援を受けることができるよう、発達障害児の保護者に対し、その相談に応じ、センター等を紹介し、又は助言を行い、その他適切な措置を講じるものとする。

- 2 前条第四項の規定は、前項の措置を講じる場合について準用する。
- 3 都道府県は、発達障害児の早期の発達支援のために必要な体制の整備を行うとともに、発達障害児に対して行われる発達支援の専門性を確保するため必要な措置を講じるものとする。

(保育)

第七条 市町村は、保育の実施に当たっては、発達障害児の健全な発達が他の児童と共に生活することを通じて図られるよう適切な配慮をするものとする。

(教育)

第八条 国及び地方公共団体は、発達障害児(十八歳以上の発達障害者であって高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に在学する者を含む。)がその障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるようにするため、適切な教育的支援、支援体制の整備その他必要な措置を講じるものとする。

2 大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする。

(放課後児童健全育成事業の利用)

第九条 市町村は、放課後児童健全育成事業について、発達障害児の利用の機会の確保を図るため、適切な配慮をするものとする。

(就労の支援)

第十条 都道府県は、発達障害者の就労を支援するため必要な体制の整備に努めるとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第十九条第一項第三号の地域障害者職業センターをいう。)、障害者就業・生活支援センター(同法第三十三条の指定を受けた者をいう。)、社会福祉協議会、教育委員会その他の関係機関及び民間団体相互の連携を確保しつつ、発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、必要に応じ、発達障害者が就労のための準備を適切に行えるようにするための支援が学校において行われるよう必要な措置を講じるものとする。

(地域での生活支援)

第十一条 市町村は、発達障害者が、その希望に応じて、地域において自立した生活を営むことができるようにするため、発達障害者に対し、社会生活への適応のために必要な訓練を受ける機会の確保、共同生活を営むべき住居その他の地域において生活を営むべき住居の確保その他必要な支援に努めなければならない。

(権利擁護)

第十二条 国及び地方公共団体は、発達障害者が、その発達障害のために差別されることが等権利利益を害されることがないようにするため、権利擁護のために必要な支援を行うものとする。

(発達障害者の家族への支援)

第十三条 都道府県及び市町村は、発達障害児の保護者が適切な監護をすることができるようにすること等を通じて発達障害者の福祉の増進に寄与するため、児童相談所等関係機関と連携を図りつつ、発達障害者の家族に対し、相談及び助言その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。

第三章 発達障害者支援センター等

(発達障害者支援センター等)

第十四条 都道府県知事は、次に掲げる業務を、社会福祉法人その他の政令で定める法人であつて当該業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者(以下「発達障害者支援センター」という。)に行わせ、又は自ら行うことができる。

- 一 発達障害の早期発見、早期の発達支援等に資するよう、発達障害者及びその家族に対し、専門的に、その相談に応じ、又は助言を行うこと。
- 二 発達障害者に対し、専門的な発達支援及び就労の支援を行うこと。
- 三 医療、保健、福祉、教育等に関する業務(次号において「医療等の業務」という。)を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し発達障害についての情報提供及び研修を行うこと。
- 四 発達障害に関して、医療等の業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 前項の規定による指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。

(秘密保持義務)

第十五条 発達障害者支援センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、職務上知ることのできた個人の秘密を漏らしてはならない。

(報告の徴収等)

第十六条 都道府県知事は、発達障害者支援センターの第十四条第一項に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該発達障害者支援センターに対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該発達障害者支援センターの事業所若しくは事務所に立ち入り、その業務の状況に関し必要な調査若しくは質問をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善命令)

第十七条 都道府県知事は、発達障害者支援センターの第十四条第一項に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該発達障害者支援センターに対し、その改善のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第十八条 都道府県知事は、発達障害者支援センターが第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合において、その業務の状況の把握に著しい支障が生じたとき、又は発達障害者支援センターが前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

(専門的な医療機関の確保等)

第十九条 都道府県は、専門的に発達障害の診断及び発達支援を行うことができると認め
る病院又は診療所を確保しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の医療機関の相互協力を推進するとともに、同項の医療
機関に対し、発達障害者の発達支援等に関する情報の提供その他必要な援助を行うも
のとする。

第四章 補則

(民間団体への支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、発達障害者を支援するために行う民間団体の活動の
活性化を図るよう配慮するものとする。

(国民に対する普及及び啓発)

第二十一条 国及び地方公共団体は、発達障害に関する国民の理解を深めるため、必要
な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(医療又は保健の業務に従事する者に対する知識の普及及び啓発)

第二十二条 国及び地方公共団体は、医療又は保健の業務に従事する者に対し、発達障
害の発見のため必要な知識の普及及び啓発に努めなければならない。

(専門的知識を有する人材の確保等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、発達障害者に対する支援を適切に行うことができ
るよう、医療、保健、福祉、教育等に関する業務に従事する職員について、発達障害に関
する専門的知識を有する人材を確保するよう努めるとともに、発達障害に対する理解を
深め、及び専門性を高めるため研修等必要な措置を講じるものとする。

(調査研究)

第二十四条 国は、発達障害者の実態の把握に努めるとともに、発達障害の原因の究明、
発達障害の診断及び治療、発達支援の方法等に関する必要な調査研究を行うものとし
る。

(大都市等の特例)

第二十五条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都
市(以下「指定都市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市が処理
するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市
に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(見直し)

2 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況につ
いて検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

附 則〔平成一八年六月二一日法律第八〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則〔平成二〇年六月一八日法律第七三号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則〔平成二〇年一二月二六日法律第九六号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 〔前略〕附則第八条の規定 平成二十四年四月一日

三 〔略〕

市長マニフェスト

発達障がいの早期療育を行う療育センターを整備します。

発達障がいの早期療育を行うため、就学前の発達障がい児等を対象とした「療育センター」の整備に取り組みます。

(仮称) 療育センター整備基本構想

発行年月 2010年(平成22年)3月

発行 福山市

編集 保健福祉局保健福祉政策課

電話 (084) 928-1216

FAX (084) 928-7811

ホームページ <http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/>

〒720-8501 福山市東桜町3番5号